

～生み育て・支え合い・あんしん～

# 厚岸で元気に育て輝け

第3期 厚岸町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

厚岸町

# 目次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
<b>第2章 厚岸町の子ども・子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>5</b>
1 人口・世帯・人口動態等 .....	5
2 教育・保育施設の状況 .....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	13
4 ニーズ調査の結果概要 .....	16
5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題 .....	30
<b>第3章 基本的な考え方</b> .....	<b>32</b>
1 目的 .....	32
2 基本理念 .....	32
3 基本的な視点 .....	33
4 施策体系 .....	34
<b>第4章 教育・保育提供区域の設定</b> .....	<b>35</b>
1 教育・保育提供区域の考え方 .....	35
2 教育・保育提供区域の設定 .....	36
<b>第5章 教育・保育施設の充実</b> .....	<b>39</b>
1 量の見込み .....	39
2 提供体制の確保と実施時期 .....	40
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について） .....	43
4 教育・保育等の円滑な利用及び教育・保育施設の質の向上 .....	44
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 .....	45
6 その他の基本的な取り組み .....	45
<b>第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実</b> .....	<b>46</b>
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 .....	46

<b>第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進 .....</b>	<b>57</b>
1 子育て世代包括支援センターの設置と充実.....	57
2 児童虐待防止対策の充実.....	57
3 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	58
4 障がい児施策の充実.....	59
5 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進.....	60
6 子どもの安全・安心な環境の充実.....	60
7 子どもの貧困対策の推進.....	62
<b>第8章 次世代育成支援行動計画の推進 .....</b>	<b>63</b>
1 目的.....	63
2 基本理念.....	63
3 対象.....	63
4 指針となる視点.....	64
5 施策の方向性.....	64
6 施策の取組状況.....	66
7 一般事業主行動計画特例認定制度.....	90
<b>第9章 計画の推進体制 .....</b>	<b>91</b>
1 関係機関等との連携.....	91
2 役割.....	92
3 計画の達成状況の点検・評価.....	93
<b>資料編 .....</b>	<b>94</b>
資料1 「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」策定経過.....	95
資料2 計画策定関係委員名簿.....	96
資料3 計画策定関係機関例規.....	97
資料4 用語解説.....	99



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

このような状況下、令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立し、同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃が決まりました。第3子以降の支給額の倍増などの実施が始まっています。

令和6年12月、国においては、人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換し、併せて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保すると方向性を変更しました。

厚岸町においては、「～生み育て・支え合い・あんしん～厚岸で元気に育て輝け」という基本理念のもと、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

これからも、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を引き続き解決することは重要です。そのため、子ども・子育て支援新制度に基づく、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」などととも、地域の実情にあった子育て家庭の支援の取組を今後も推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、現行計画を改定し、5年間で1期とする「第3期 厚岸町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、計画的に施策を推進していきます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、厚岸町の子どもと子育て家庭を対象として、厚岸町が今後進めていく子育て施策の方向性や目標等を定めたものです。また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組のうち子どもと子育て家庭にかかわる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、「厚岸町次世代育成支援行動計画」を本計画の中で一体的に継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。

### ■子どもの対象範囲について

<b>0歳</b>	0歳	<b>1歳</b>	1～5歳	<b>6歳</b>	6～11歳	<b>12歳</b>	12～17歳	<b>18歳</b>
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後			
						少年期		
<b>子ども・子育て支援法（対象年齢）</b>								
<b>子ども・子育て支援法（中心対象年齢）</b>								

### ■上位計画

厚岸町総合計画

整合



第3期 厚岸町  
子ども・子育て支援事業計画

整合



### ■根拠法令

子ども・子育て関連3法  
 ◎子ども・子育て支援法  
 ◎認定こども園法  
 ◎関連整備法

### ■関連計画

第5期厚岸町地域福祉計画、第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第6期厚岸町障がい者基本計画、厚岸町障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)、みんなすこやか厚岸21(第3期)など

## ■本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町としても、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って、子どもと子どもや子どもを養育している保護者等への支援、子ども政策を進めます。

この計画において関連する目標は次のとおりです。



## 3 計画期間

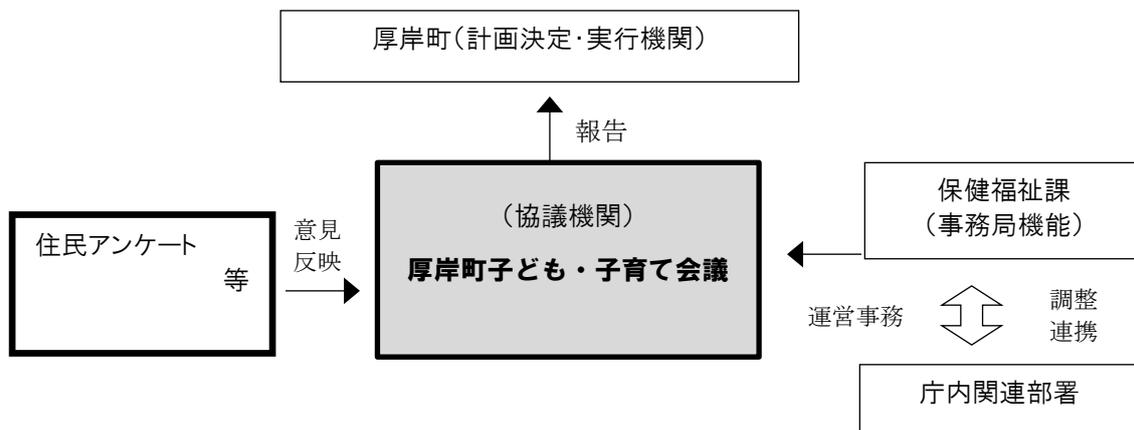
本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画推進期間					第3期計画推進期間					次期
				見直し年度					見直し年度	

## 4 計画の策定体制

### ①協議機関

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条に基づく「厚岸町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。



### ②就学前児童及び小学生アンケートの実施

○次の2点を把握するため、下記の通りアンケートを実施しました。

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配布数	有効回答数	有効回答率
調査対象	就学前児童・小学生児童 のいる世帯	383票	164票	42.82%
調査期間	令和6年2月9日～令和6年2月27日			
調査方法	郵送配布、WEB回答・アンケート票回答			

## 第2章 厚岸町の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯・人口動態等

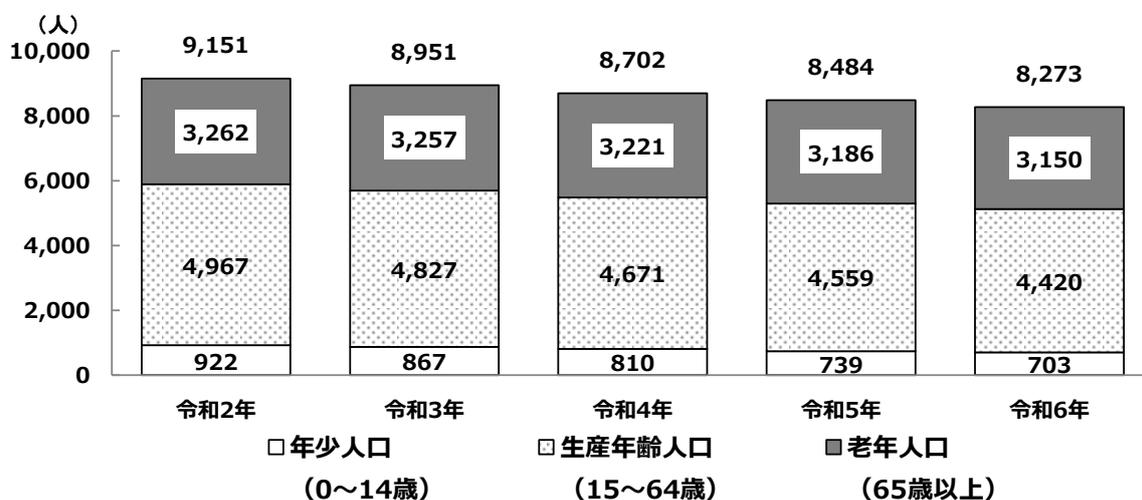
#### (1) 人口等の推移について

##### ①人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）

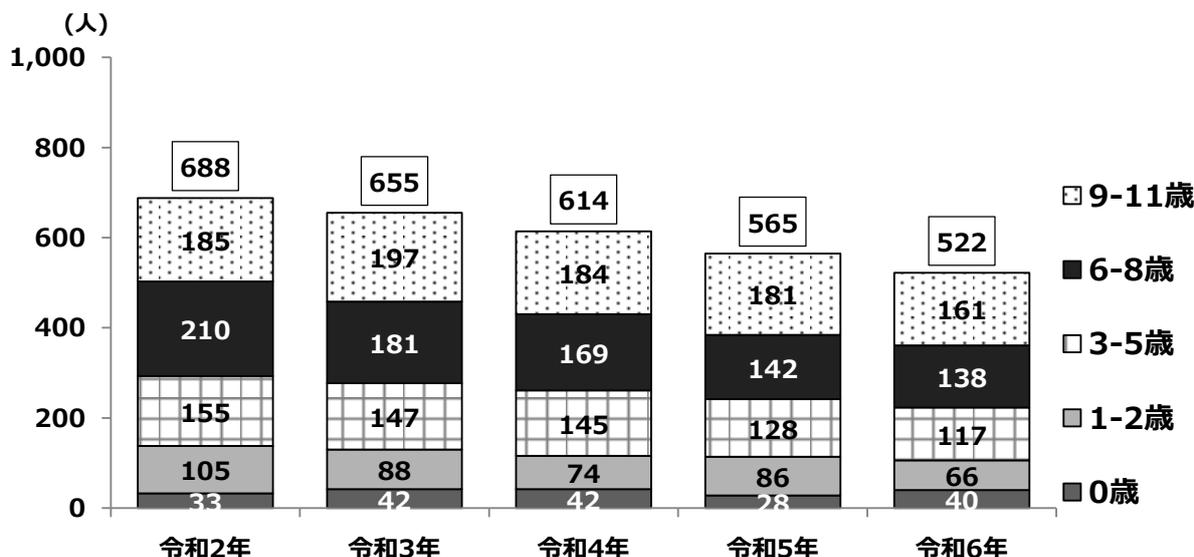
○ 年少人口が令和2年から令和6年までの5年間で219人減少し、全体に占める割合は約1.6%弱減少しています。0歳児は令和2年から令和6年までの5年間で減少と増加を繰り返しています。

○ 老年人口は令和2年から令和6年までの5年間で112人減少しました。ただ、全体に占める割合は約2.4%増加して、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。

##### ■人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）



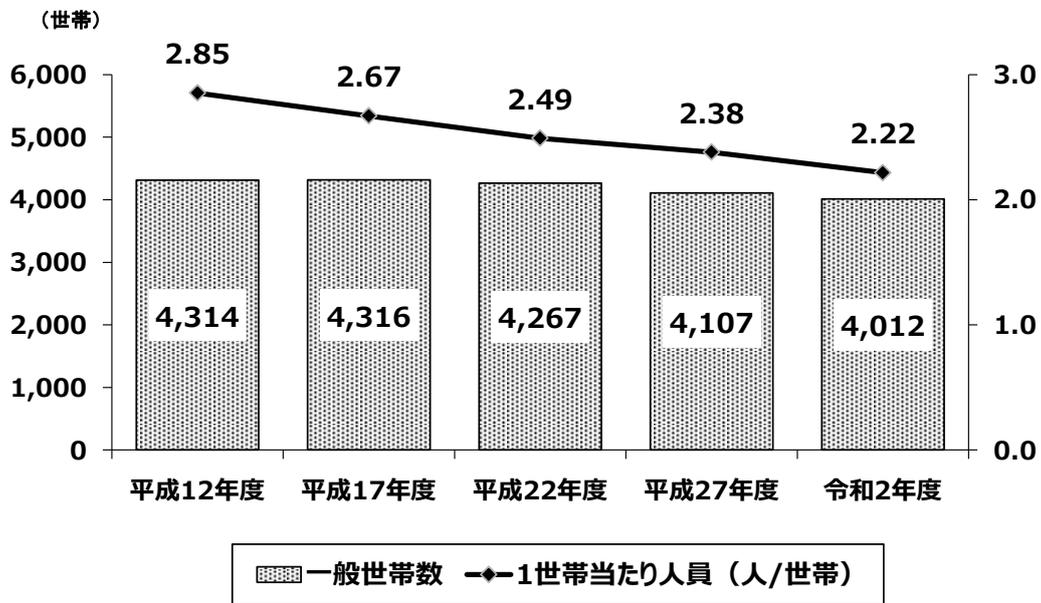
##### ■児童人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）



## ②世帯の状況（資料：国勢調査）

○ 一般世帯数は平成12年以降、平成17年度に一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。1世帯当たり人員は令和2年度に2.22人と減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。

■ 一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移

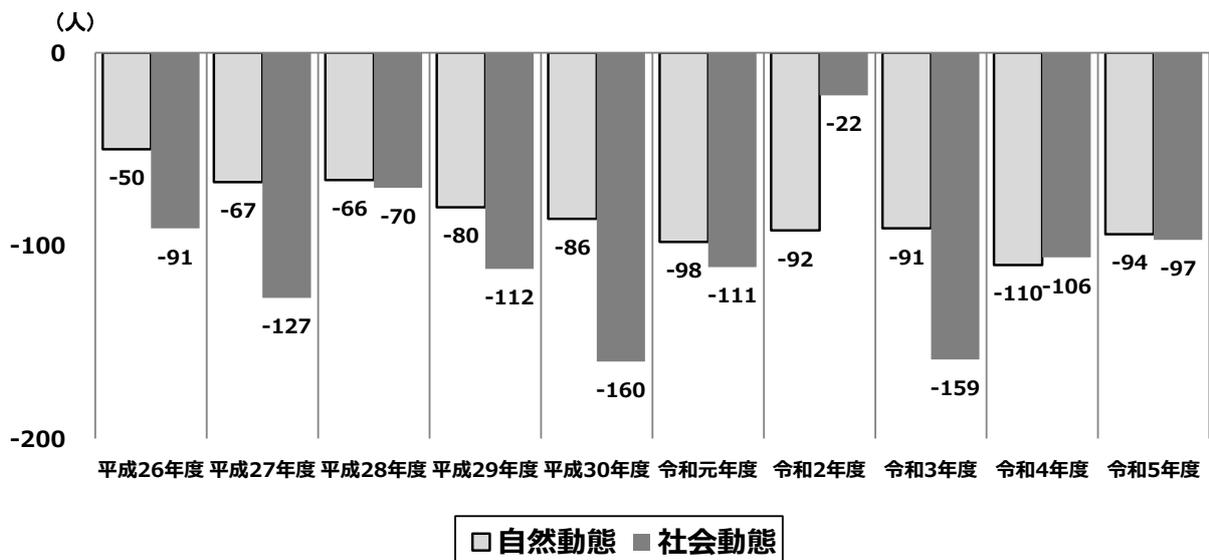


## ③人口動態（資料：厚労省・人口動態統計、厚岸町統計書、12月末日）

○ 自然動態（出生数－死亡数）は、平成26年以降マイナスとなっております。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

○ 社会動態（転入数－転出数）は、平成26年以降マイナスとなっております。転出が転入を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

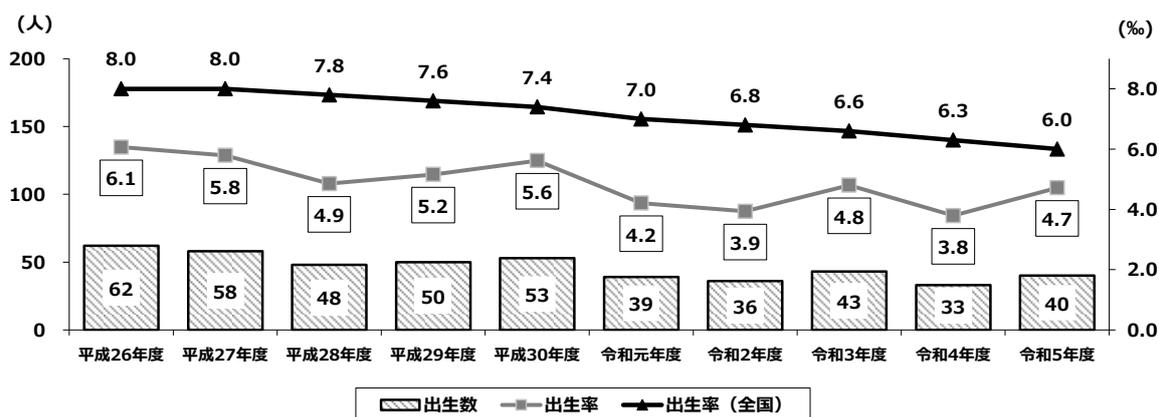
■ 自然動態・社会動態の推移



④出生の状況（資料：厚労省・人口動態統計、厚岸町統計書、12月末日）

- 出生数は、平成26年度から平成28年度まで減少し、その後、平成30年度までは増加、その後、令和2年度まで減少、令和3年度一旦増加しましたが、その後、令和4年度は減少し、令和5年度は増加しました。減少と増加を繰り返していますが、減少傾向にあります。
- 出生率は、平成26年度以降、全国平均を下回っています。

■ 出生数と人口千人当たりの出生率の推移

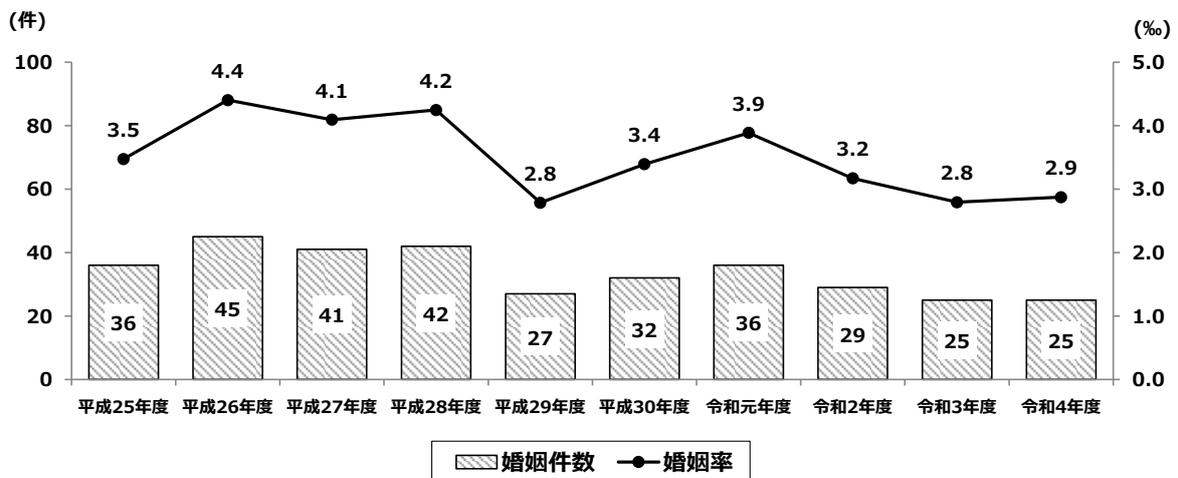


※出生率に関しては、千人当たりの比率になります。また、該当年度の12月末日現在の人口で比率を計算しています。パーミル(‰)は1000分の1を1とする単位(千分率)です。1‰は0.1%となります。

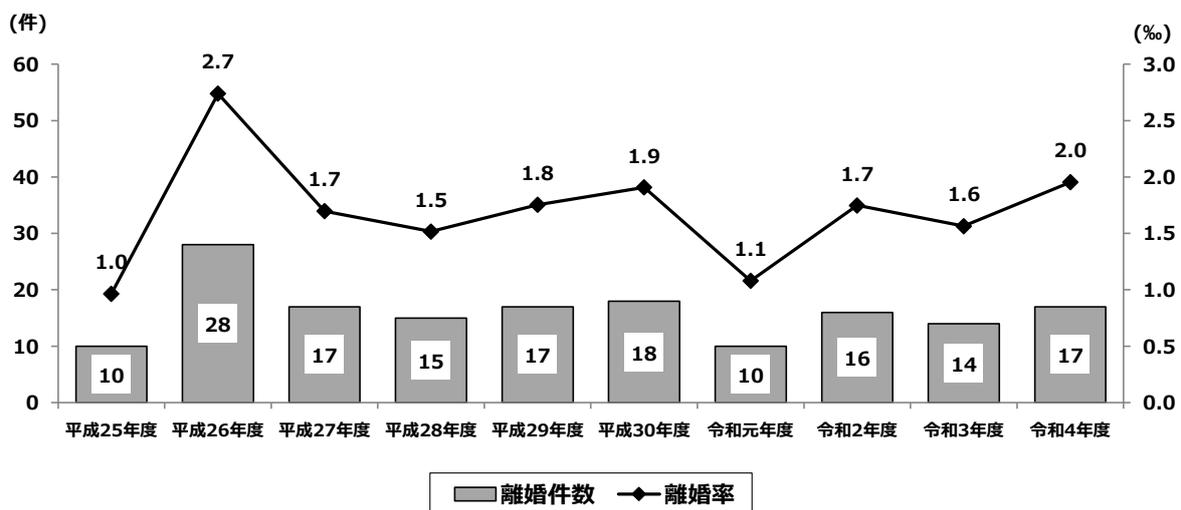
(2) 婚姻・離婚の状況（資料：平成30年度まで釧路・根室地域保健情報年度報、令和元年度から厚労省・人口動態統計、12月末日）

- 婚姻件数、婚姻率は、平成25～平成26年度までは増加傾向で、その後、横ばいから平成29年度まで減少、平成30年度と令和元年度は増加、令和2～令和3年度まで減少、令和4年度は横ばい傾向にあります。婚姻率は2.8～4.4‰の間で推移しています。
- 離婚件数は、平成26年以降増加と減少を繰り返しています。離婚率は1.0～2.7‰の間で推移しています。

■ 婚姻件数及び婚姻率の推移



■ 離婚件数及び離婚率の推移



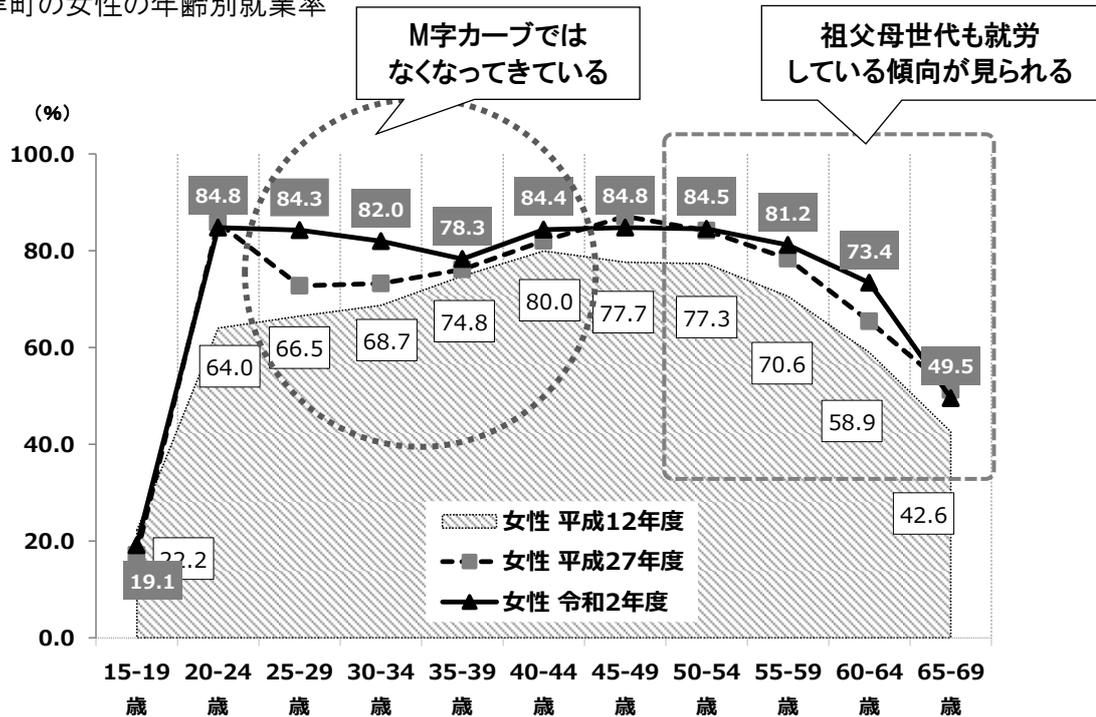
※ 婚姻率と離婚率に関しては、千人当たりの比率になります。また、該当年度の12月末日現在の人口で比率を計算しています。パーミル(‰)は1000分の1を1とする単位(千分率)です。1‰は0.1%となります。

(3) 就労の状況 (資料：国勢調査)

厚岸町における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、令和2年度の25～29歳では84.3%、30～34歳では82.0%、35～39歳では78.3%であり、平成12年度と令和2年度を比較すると20歳以上のすべての世代で、増加傾向がみられます。

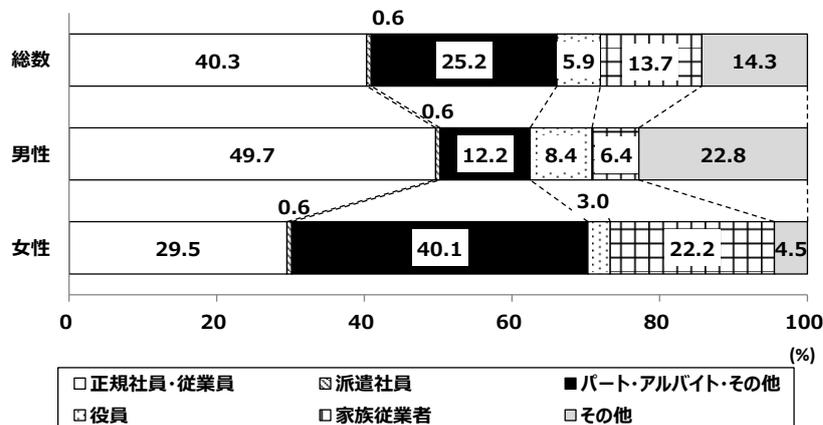
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳をみると、令和2年度の50～54歳では84.5%、55～59歳では81.2%、60～64歳では73.4%であり、こちらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフがゆるやかな台形となってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

■厚岸町の女性の年齢別就業率



○ 就業者の従業上の地位別従業者数の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が約5割を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が4割と最も多く、次いで「正規社員・従業員」3割、「家族従業者」2割強となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合(令和2年度国勢調査)



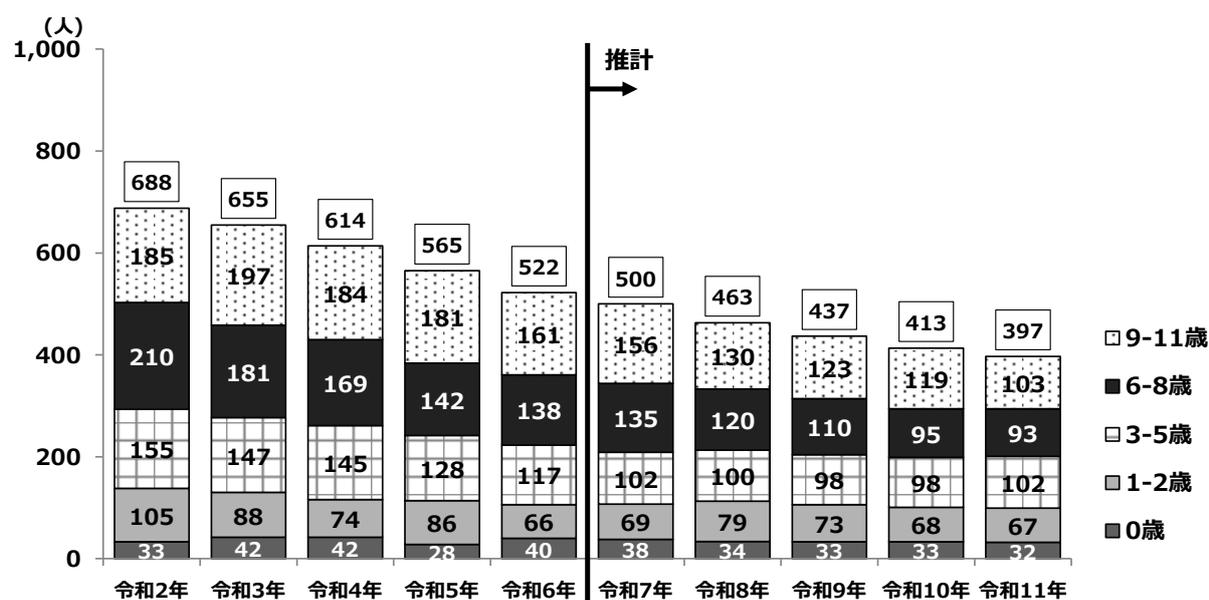
#### (4) 子ども数の推計について

令和11年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳ともに減少しており、子ども数全体では、減少傾向と推計されます。

令和元年～令和5年（各4月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の中央値を使用し、出生率は過去4区間の幾何平均で推計をし、計算しています。

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	33	42	42	28	40	38	34	33	33	32	-20.0%
1歳	53	32	42	42	28	40	38	34	33	33	17.9%
2歳	52	56	32	44	38	29	41	39	35	34	-10.5%
3歳	42	51	53	31	40	35	27	38	36	32	-20.0%
4歳	54	43	49	50	28	39	34	26	36	34	21.4%
5歳	59	53	43	47	49	28	39	34	26	36	-26.5%
6歳	70	57	47	41	48	48	27	38	33	25	-47.9%
7歳	60	68	55	49	41	47	47	26	37	32	-22.0%
8歳	80	56	67	52	49	40	46	46	25	36	-26.5%
9歳	60	77	52	63	51	46	38	44	43	23	-54.9%
10歳	63	59	74	48	62	49	44	36	41	40	-35.5%
11歳	62	61	58	70	48	61	48	43	35	40	-16.7%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	33	42	42	28	40	38	34	33	33	32	-20.0%
1-2歳	105	88	74	86	66	69	79	73	68	67	1.5%
3-5歳	155	147	145	128	117	102	100	98	98	102	-12.8%
小計	293	277	261	242	223	209	213	204	199	201	-9.9%
6-8歳	210	181	169	142	138	135	120	110	95	93	-32.6%
9-11歳	185	197	184	181	161	156	130	123	119	103	-36.0%
合計	688	655	614	565	522	500	463	437	413	397	-23.9%

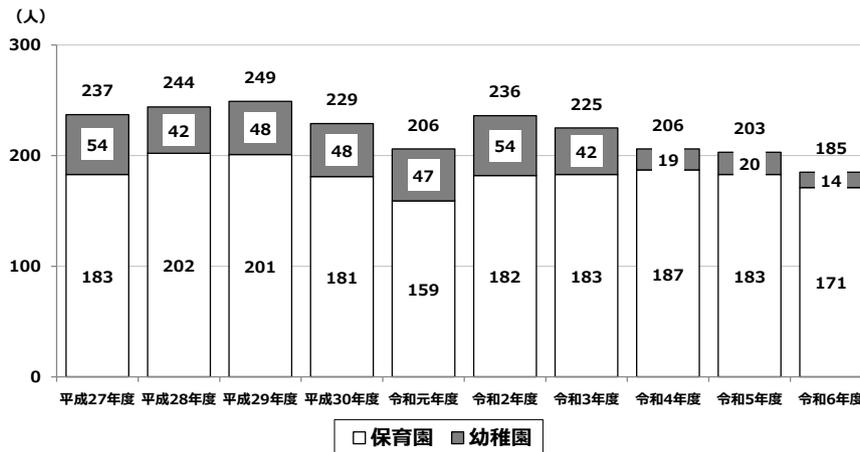


## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

- 幼稚園利用児童数は、平成27年度から令和6年度の間で54人から14人に減少しています。一方、保育所利用児童数は、平成27年度から令和6年度の間で、183人から171人と増減しながら減少しています。
- 全体では、平成27年度から平成29年度まで増加し、令和元年度まで減少、令和2年度に一旦増加しましたが、その後減少傾向です。

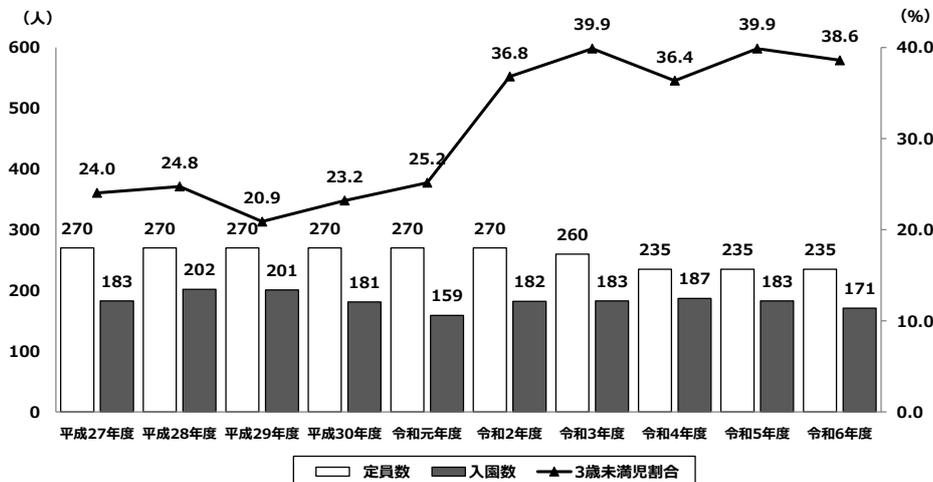
#### ■ 幼稚園、保育所の利用児童数の推移



### (2) 保育所の利用状況

- 保育所利用数は、平成27年度から平成28年度まで増加し、平成29年度から令和元年度までは減少し、令和2年度から令和4年度までは増加し、その後、令和5年度から令和6年度には減少しています。
- 3歳未満児の利用割合は、平成27～令和元年度は20～25%の間で推移し、令和2～令和6年度は36～約40%の間で推移しています。
- 保育所入所数は、令和6年度に171人となっています。令和2～令和3年度中の保育所の建替等に伴い、定員数が変更となっています。

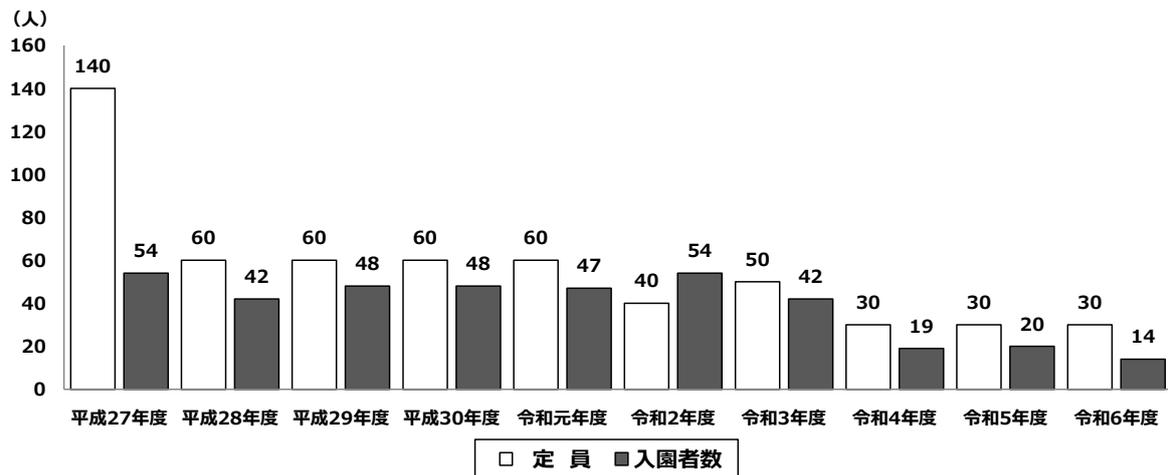
#### ■ 保育所の定員数、入所数の推移、3歳未満児利用の割合の推移



### (3) 幼稚園の利用状況

- 入所者数は、平成28年度に一度減少し、平成29年度から令和元年度はほぼ横ばいで推移し、令和2年度一旦増加しましたが、その後、減少傾向となっています。
- 定員数は、町内の幼稚園が施設等利用給付を開始した平成28年度以降、利用者数に応じて変更しています。

#### ■ 幼稚園の定員数、入所者数の推移



### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定10事業の実施状況を下記にまとめています。  
(各年3月末現在。令和6年度は12月末現在。)

#### (1) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

【地域子育て支援センター】厚岸町子育て支援センター コアぽんときらく内：1か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	2,276	2,022	2,183	2,216	1,620
実施か所数	1	1	1	1	1

#### (2) 妊婦健診事業

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回(令和6年度以降16回)を公費負担するサービスです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	518	420	383	501	289

#### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数	37	40	28	38	24

#### (4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数(0~18歳)	1,232	1,182	1,098	1,013	957
利用者数(延べ人)	11	8	2	6	3
発生率(%)	0.89%	0.68%	0.18%	0.59%	0.31%

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

（令和6年度実績） 令和5年度から釧路市内の事業所に委託していますが、実績はありません。

### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（令和6年度実績） 現状実施していません。

## (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行うサービスです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	6	0	2	5	3

（令和6年度会員数 依頼会員：30人、提供会員：9人、両方会員：1人）

## (7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に幼稚園や保育所等に預けることができるサービスです。（幼稚園で行っている一時預かりとは別事業となります。）

（令和6年度実績） 現状実施していません。

## (8) 延長保育事業（時間外保育・休日保育）

通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（時間外保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

### 【延長保育の実施状況】

（令和6年度実績）午前7時30分から午後6時15分までの延長保育は行なっていますが、11時間を超える時間外保育・休日保育は実施していません。

### 【休日保育の実施状況】

（令和6年度実績） 現状実施していません。

### (9) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

（令和6年度実績） 現状実施していません。

### (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子どもプラン）

従来の児童館等と小学校内施設（子どもプラザ等）を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供する事業です。

【実施校区】 小学区

【実施か所】 2か所（児童クラブ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録数(4月1日)	146	147	136	140	139
（1年生）	35	28	23	27	33
（2年生）	38	47	33	29	25
（3年生）	40	32	41	28	27
（4年生）	23	26	18	35	23
（5年生）	5	12	14	8	25
（6年生）	5	2	7	13	6

## 4 ニーズ調査の結果概要

### ①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

### ②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童・小学生児童のいる世帯	383票	164票	42.82%

### ③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべての小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このすべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問ですべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

### ■テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

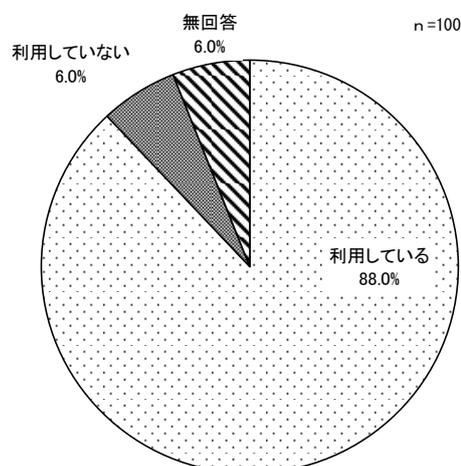
- テーマ1 アンケート結果からみる教育・保育の需要について**  
→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。
- テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）**  
→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。
- テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について**  
→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。
- テーマ4 子育ての相談先・相談相手について**  
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

## テーマ1 アンケート結果からみる教育・保育の需要について

### ●就学前の保護者

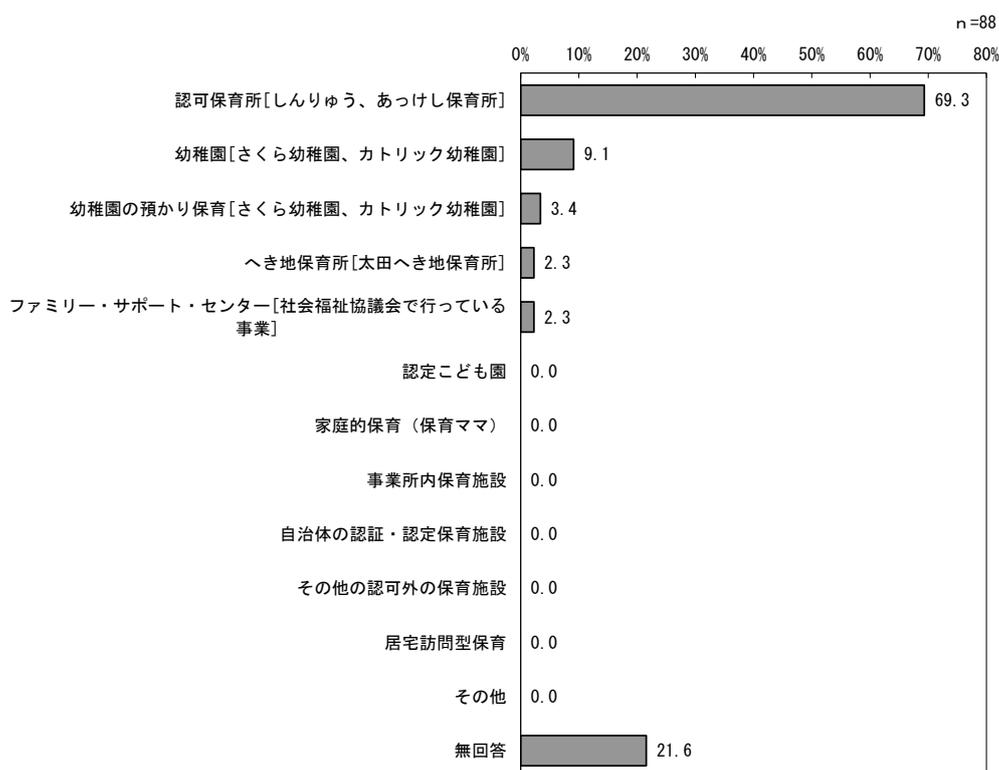
問14 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」88.0%、「利用していない」6.0%となっています。



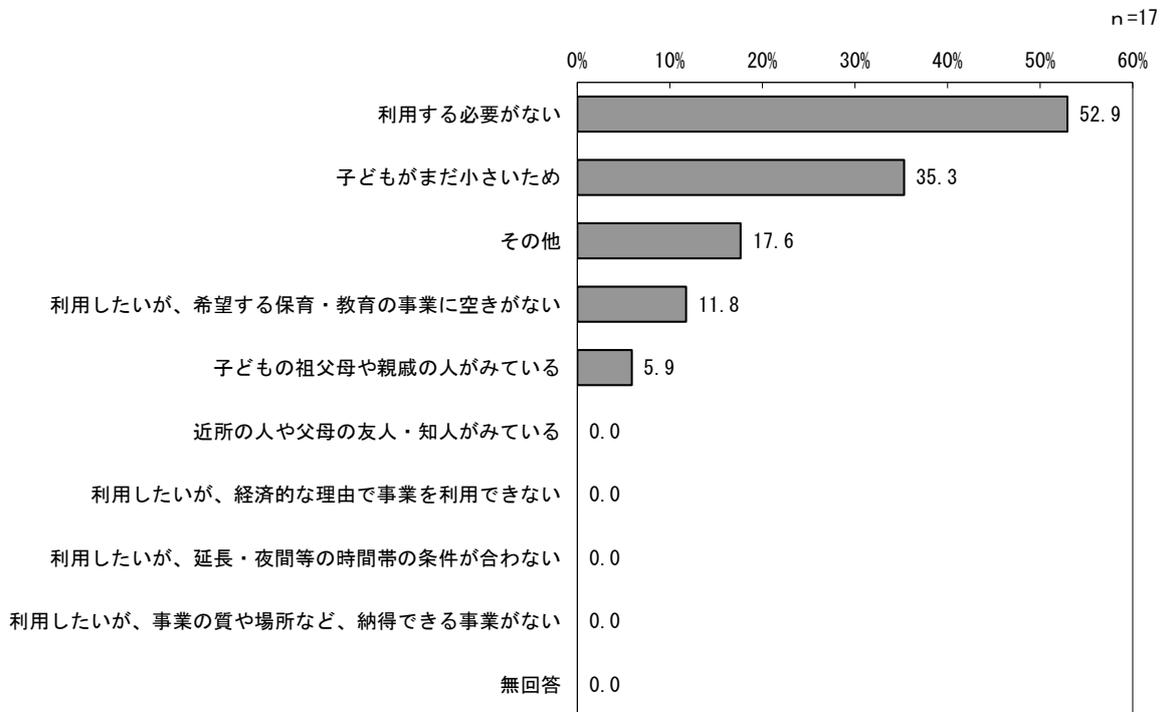
問14-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください【複数回答】

「認可保育所[しんりゅう、あつけし保育所]」69.3%で最も多く、次いで「幼稚園[さくら幼稚園、カトリック幼稚園]」9.1%、「幼稚園の預かり保育[さくら幼稚園、カトリック幼稚園]」3.4%、「へき地保育所[太田へき地保育所]」、「ファミリー・サポート・センター[社会福祉協議会で行っている事業]」2.3%と続いています。



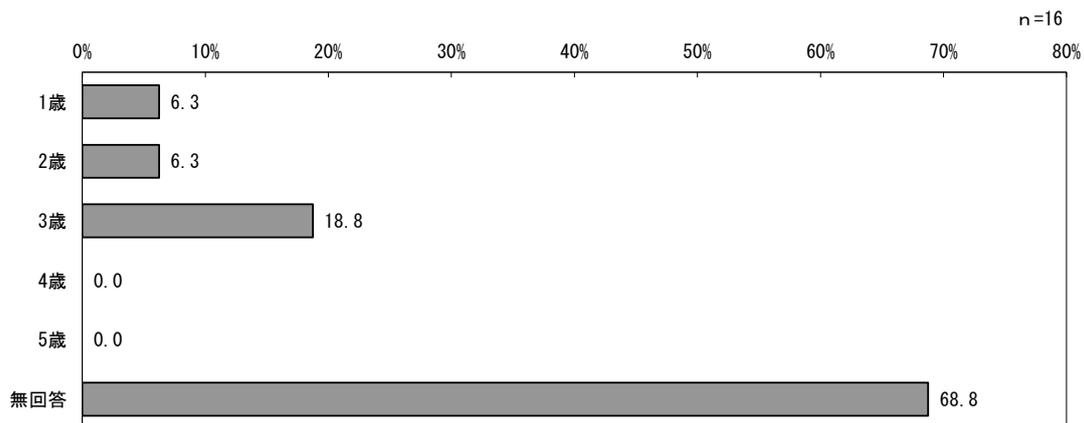
**問14-3 問14 で「2. 利用していない」を選択した方で、教育・保育の事業を平日に利用していない理由【複数回答】**

「利用する必要がない」52.9%で最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため」35.3%、「その他」17.6%、「利用したいが、希望する保育・教育の事業に空きがない」11.8%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」5.9%と続いています。



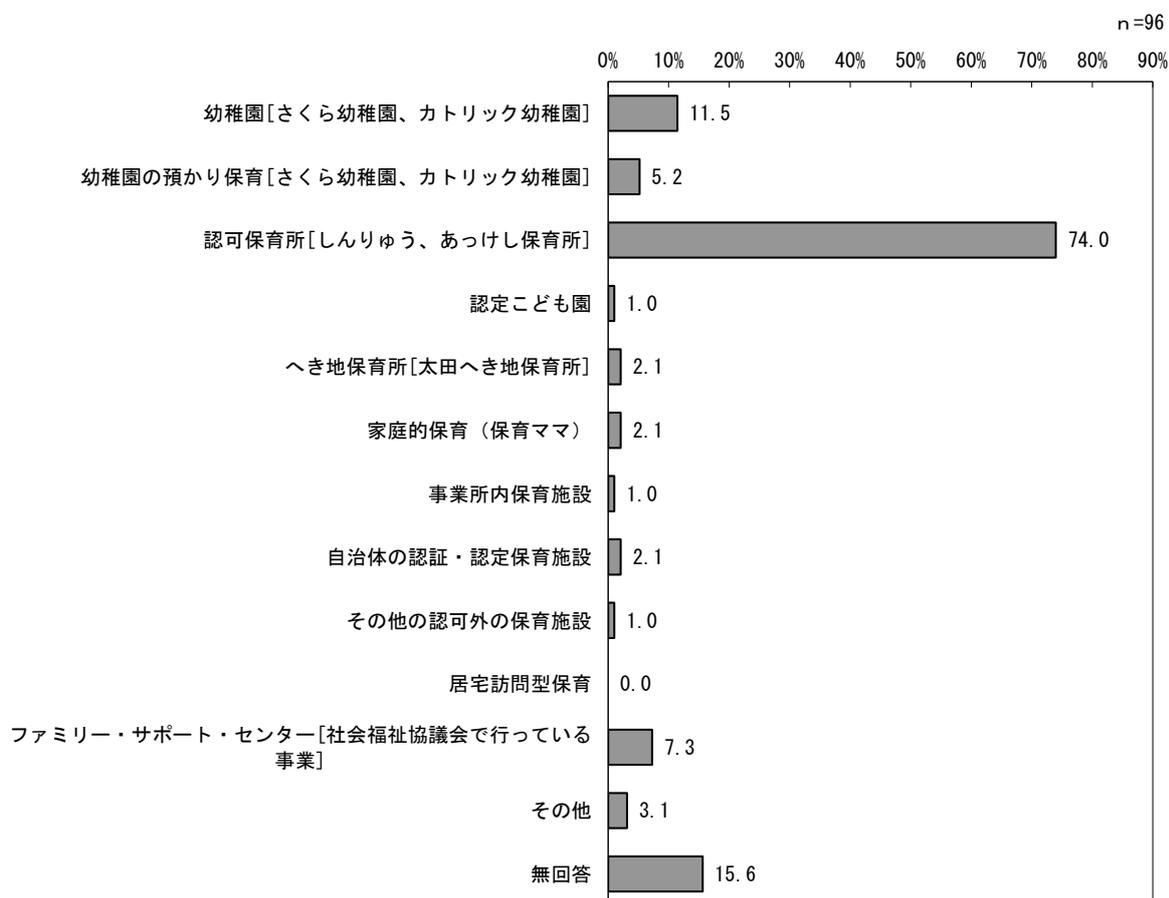
**問14-3 子どもがまだ小さいため、利用を希望する際の子どもの年齢**

「3歳」18.8%で最も多く、次いで「1歳」、「2歳」6.3%と続いています。



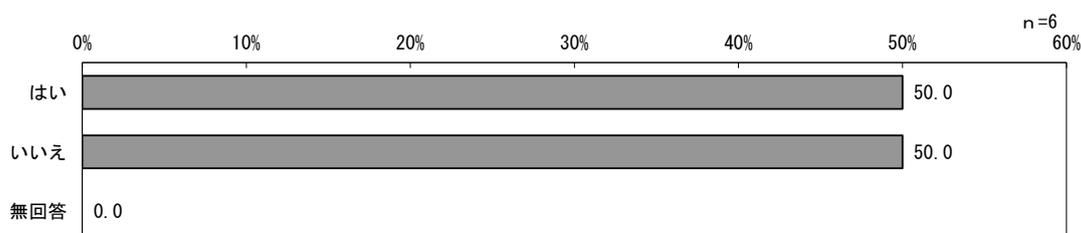
**問15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について【複数回答】**

「認可保育所[しんりゅう、あつけし保育所]」74.0%で最も多く、次いで「幼稚園[さくら幼稚園、カトリック幼稚園]」11.5%、「ファミリー・サポート・センター[社会福祉協議会で行っている事業]」7.3%、「幼稚園の預かり保育[さくら幼稚園、カトリック幼稚園]」5.2%、「その他」3.1%と続いています。



**問15-1 幼稚園を利用して、かつ、保育園その他を選択している人で、特に幼稚園(預かり保育含む)の利用を強く希望しますか**

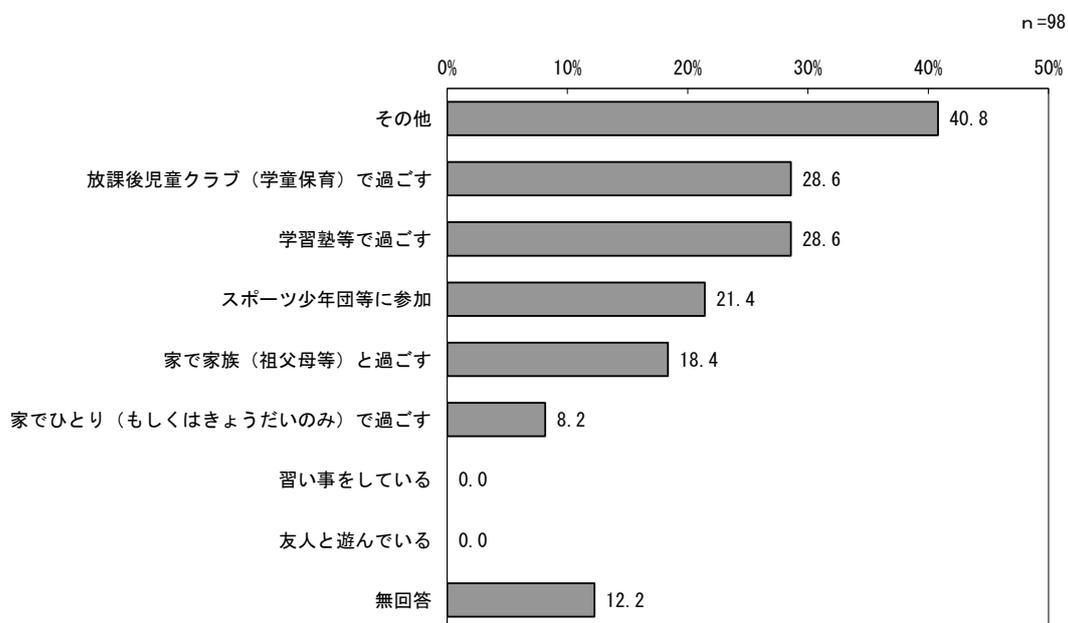
「はい」50.0%、「いいえ」50.0%となっています。



## ●小学生の保護者

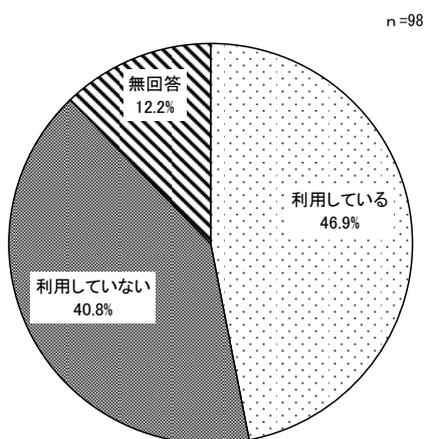
### 問45 お子さんは放課後どのように過ごしていますか【複数回答】

「その他」40.8%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）で過ごす」、「学習塾等で過ごす」28.6%、「スポーツ少年団等に参加」21.4%、「家で家族（祖父母等）と過ごす」18.4%と続いています。



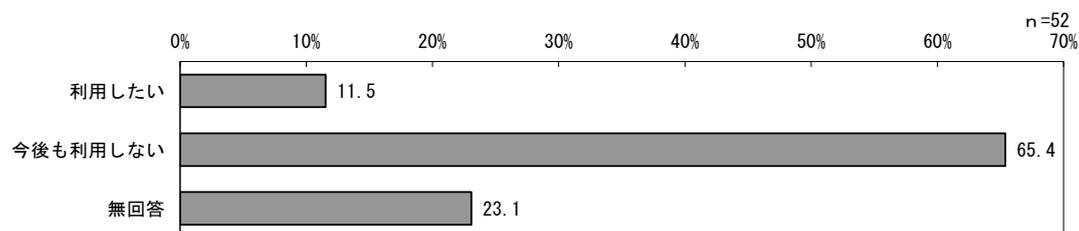
### 問46 現在、放課後児童クラブ（学童保育）を利用していますか

「利用している」46.9%、「利用していない」40.8%となっています。



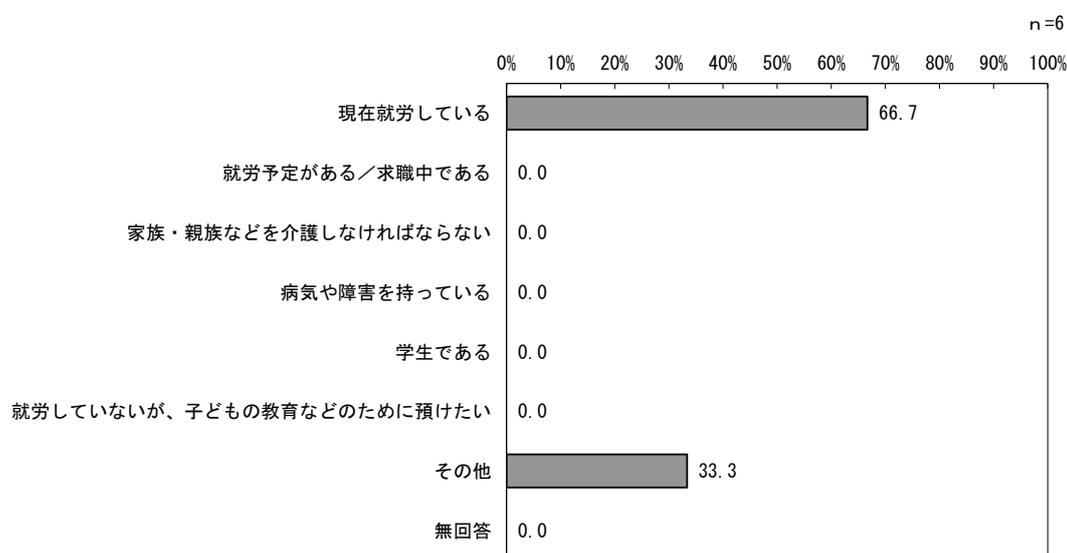
### 問46-2 今後、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいとお考えですか

「今後も利用しない」65.4%、「利用したい」11.5%となっています。



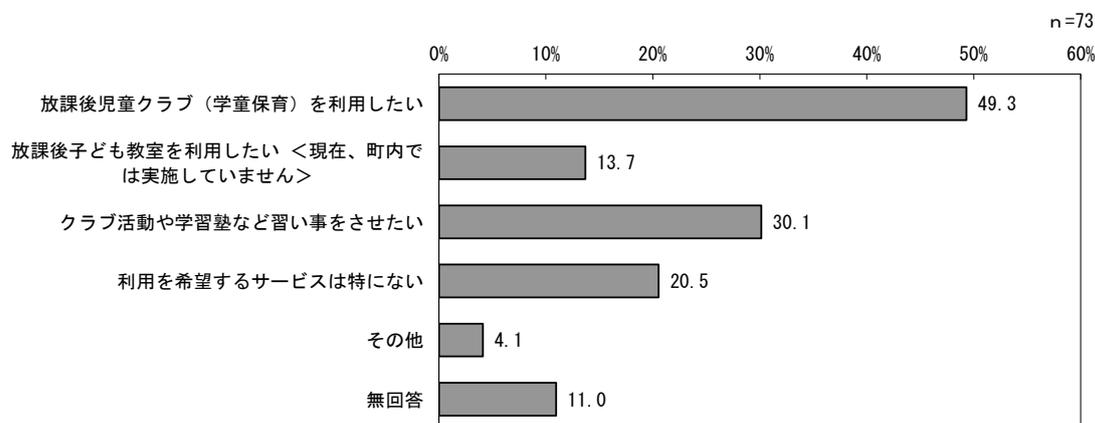
### 問46-3 今後、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいおもな理由

「現在就労している」66.7%、「その他」33.3%となっています。



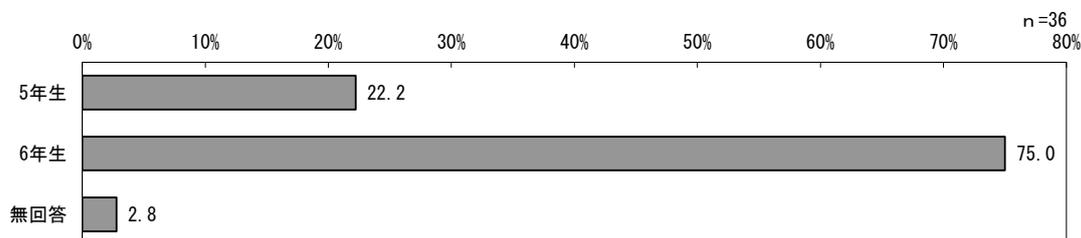
**問47 お子さんが小学校1年生から4年生の方で、5年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか【複数回答】**

「放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい」49.3%で最も多く、次いで「クラブ活動や学習塾など習い事をさせたい」30.1%、「利用を希望するサービスは特にない」20.5%、「放課後子ども教室を利用したい <現在、町内では実施していません>」13.7%、「その他」4.1%と続いています。



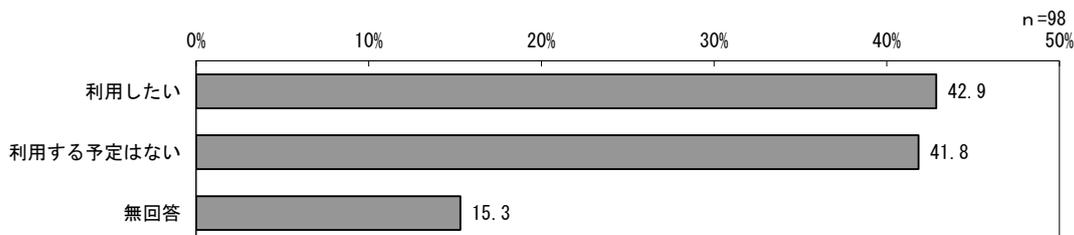
**問47 5年生以降の放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい学年**

「6年生」75.0%、「5年生」22.2%となっています。



**問49 小学生の放課後の居場所づくりの1つに、放課後子ども教室という事業があります。将来、利用したいと思いますか。**

「利用したい」42.9%、「利用する予定はない」41.8%となっています。

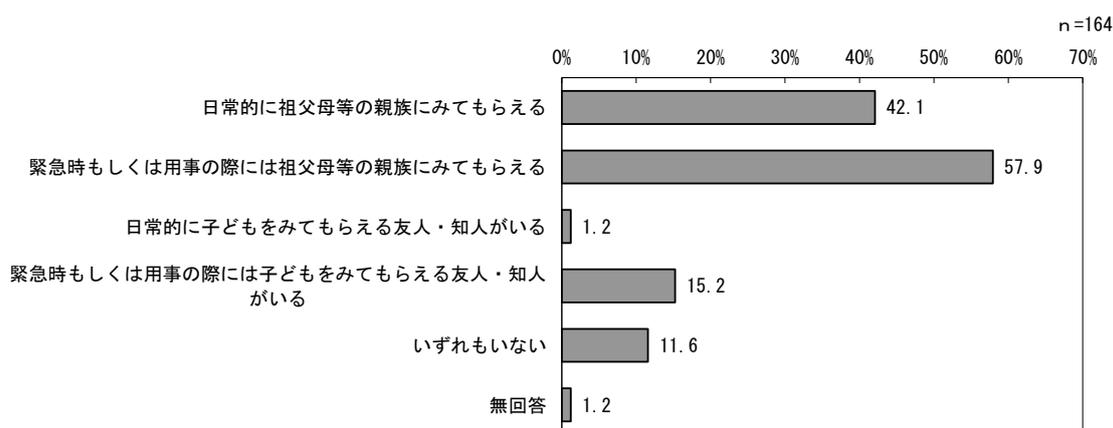


## テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

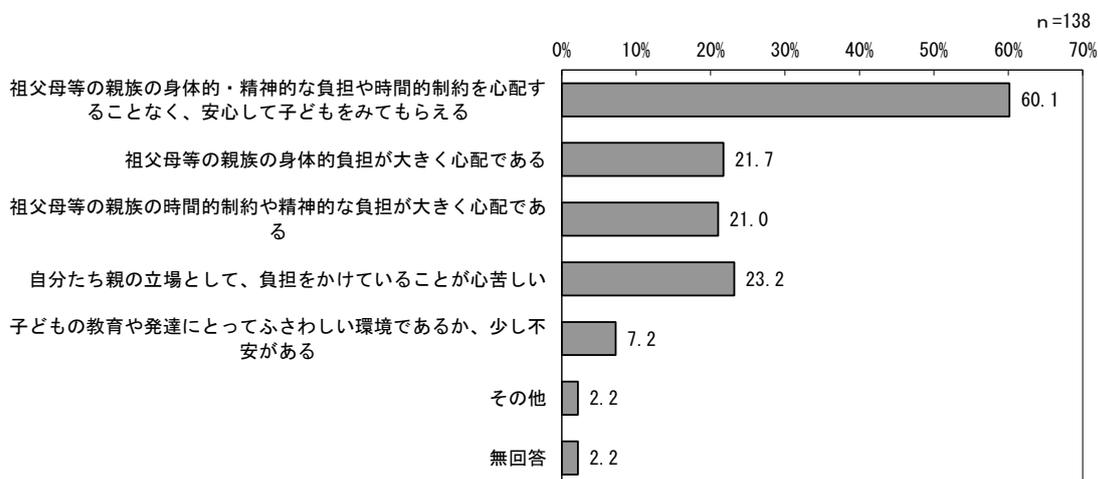
### 問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか【複数回答】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」57.9%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」42.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」15.2%、「いずれもない」11.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.2%と続いています。



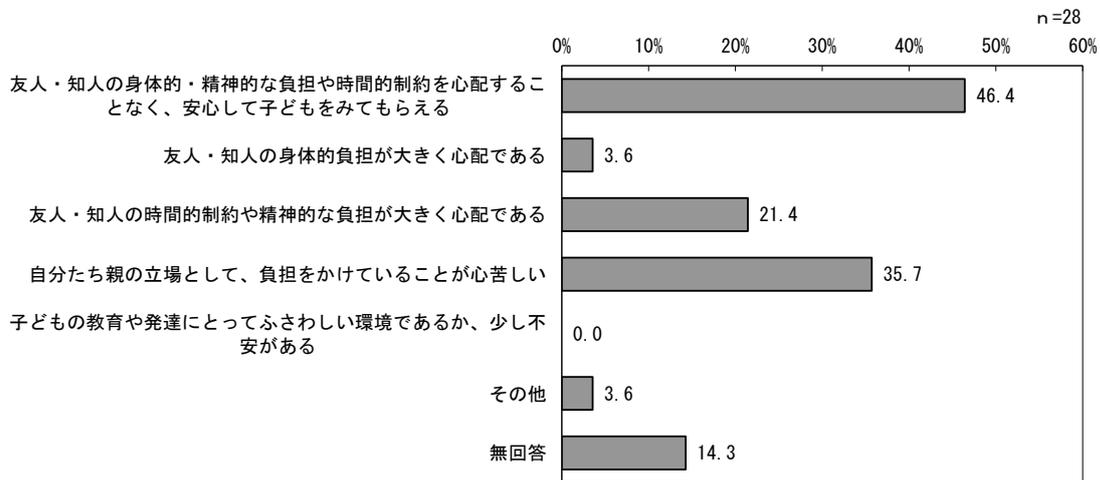
### 問11-1 祖父母等親族に子どもを預けている状況について【複数回答】

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」60.1%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」23.2%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」21.7%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」21.0%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」7.2%と続いています。



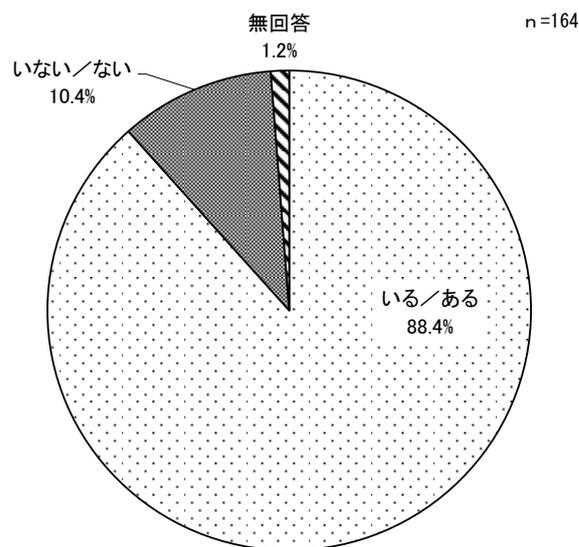
### 問11-2 友人・知人に子どもを預けている状況について【複数回答】

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」46.4%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」35.7%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」21.4%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」、 「その他」3.6%と続いています。



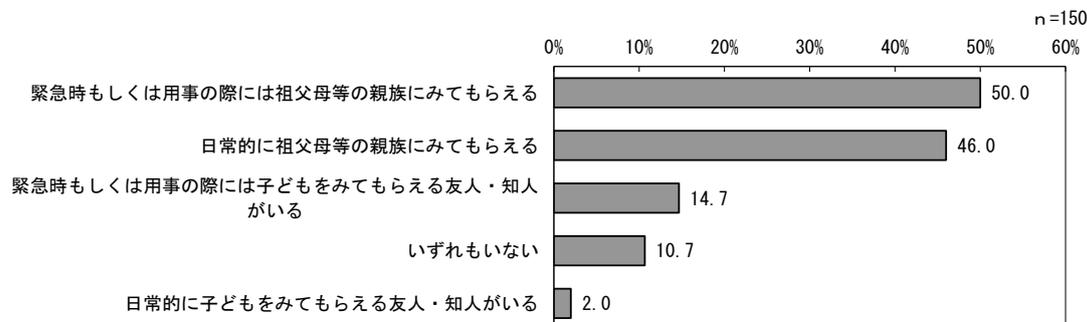
### 問12 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか

「いる／ある」88.4%、「いない／ない」10.4%となっています。



## 問11 日頃子どもをみてくれる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」50.0%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」46.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」14.7%、「いずれもない」10.7%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」2.0%と続いています。



問11「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問12「子育てについて気軽に相談できる人」これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約3%の方が孤立している可能性が推察されます。

		合計	問12 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。		
			いる／ある	いない／ない	無回答
全体		164	145	17	2
		100.0%	88.4%	10.4%	1.2%
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。【複数回答】	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	69	63	5	1
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	95	84	10	1
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	2	2	0	0
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	25	25	0	0
	いずれもない	19	14	5	0
	無回答	2	1	0	1
			1.2%	0.6%	0.0%

前回調査時には、約1.4%程度だったので、要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、常日頃から意識しながら、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、地域交流やイベントなどの親子で参加できる社会参加によって、今後も、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問11の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問11-1、11-2の回答で「親族・友人等に負担をかけていることを心苦しく感じる」との回答が多い傾向があり、現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況には、より見えにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

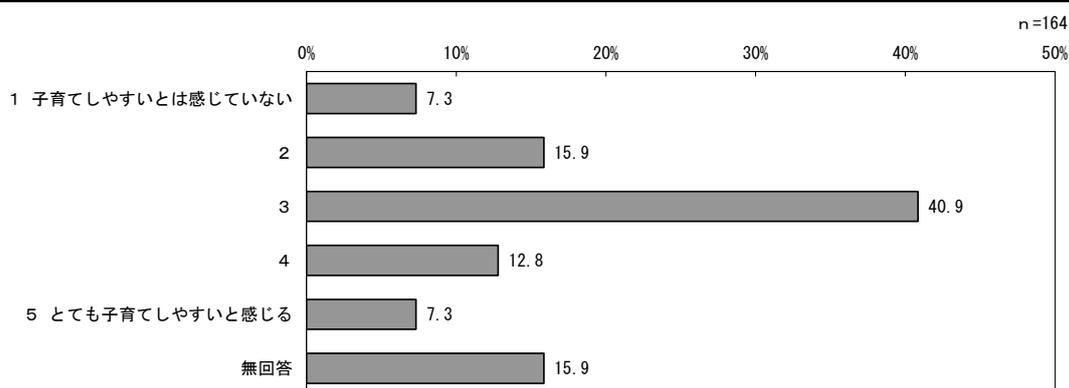
### テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

お住まいの地区の子育てのしやすさについてみると、「子育てしやすいと感じる」20.1%（「とても子育てしやすいと感じる」7.3%+「どちらかといえば子育てしやすい」12.8%）、「子育てしやすいと感じない」23.2%（「どちらかといえば子育てしやしくない」15.9%+「子育てしやすいとは感じない」7.3%）となっています。

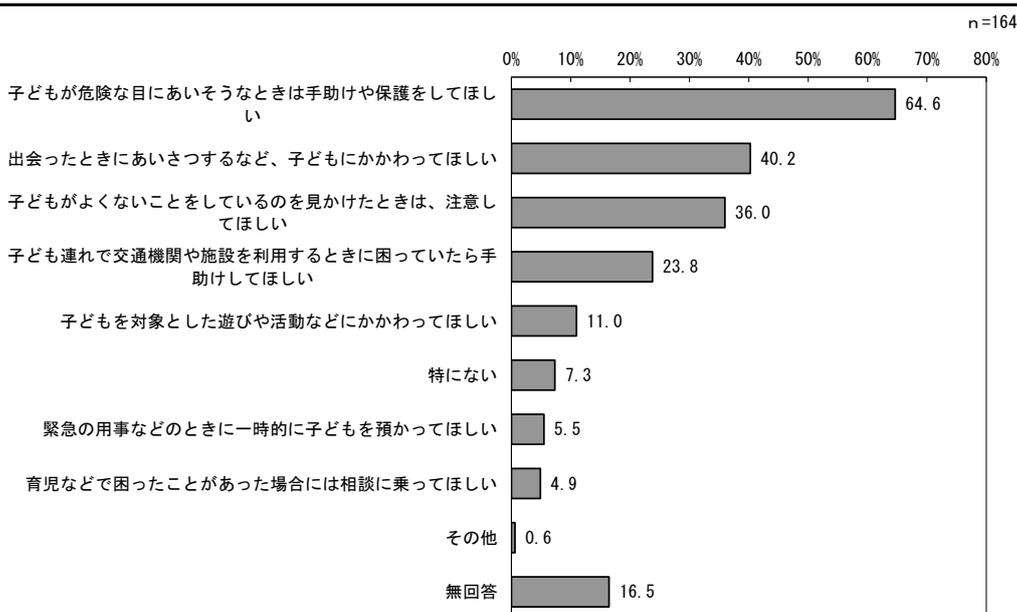
#### 問42 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」40.9%で最も多く、次いで「2」15.9%、「4」12.8%、「1 子育てしやすいとは感じていない」、「5 とても子育てしやすいと感じる」7.3%と続いています。



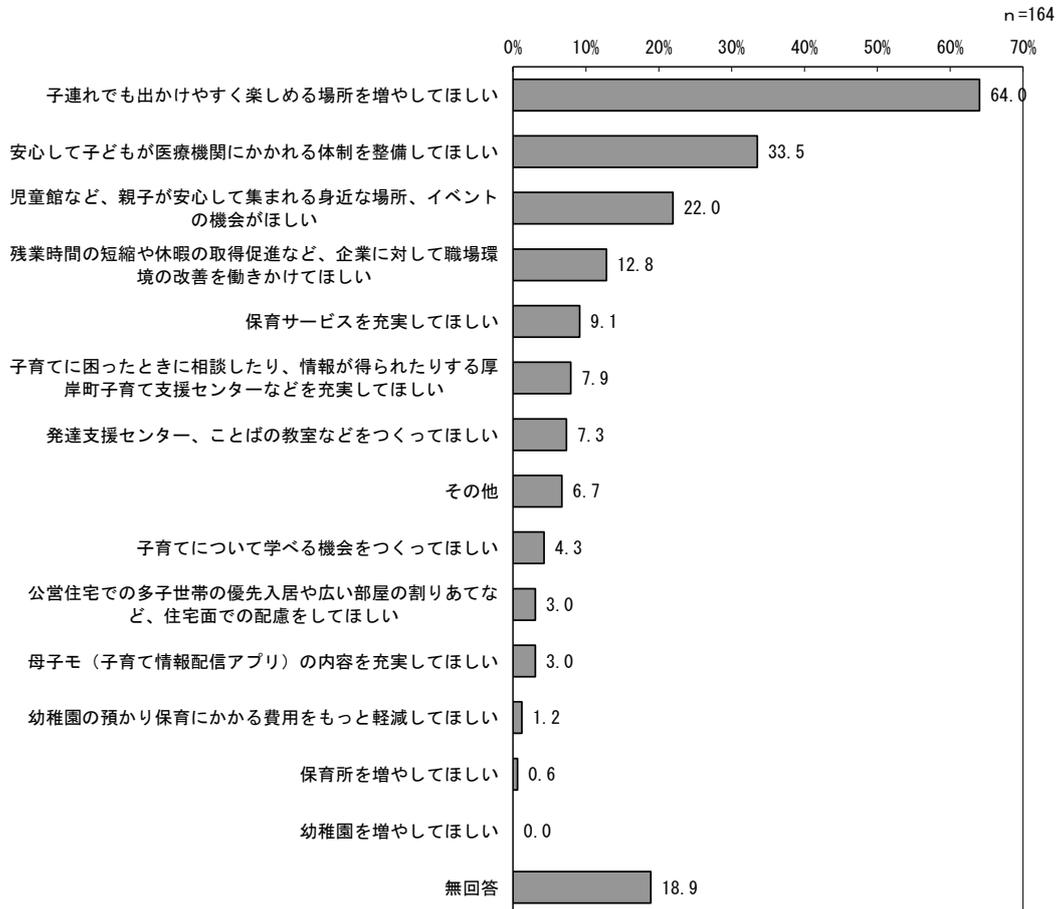
#### 参考：問40 子育てをする上で、近所や地域に望むことはありますか【複数回答】

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」64.6%で最も多く、次いで「出会ったときにあいさつするなど、子どもにかかわってほしい」40.2%、「子どもがよくないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」36.0%、「子ども連れで交通機関や施設を利用するときに困っていたら手助けしてほしい」23.8%、「子どもを対象とした遊びや活動などにかかわってほしい」11.0%と続いています。



### 参考：問43 本町の子育て支援について要望することはありますか【複数回答】

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」64.0%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」33.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」22.0%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」12.8%、「保育サービスを充実してほしい」9.1%と続いています。

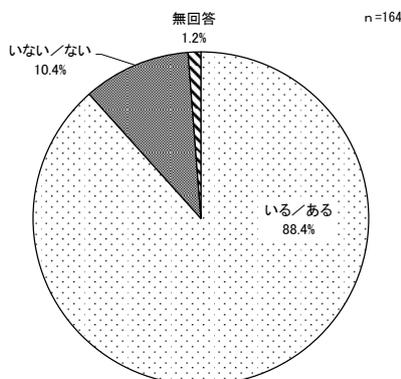


## テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

相談支援の参考にするための項目です。

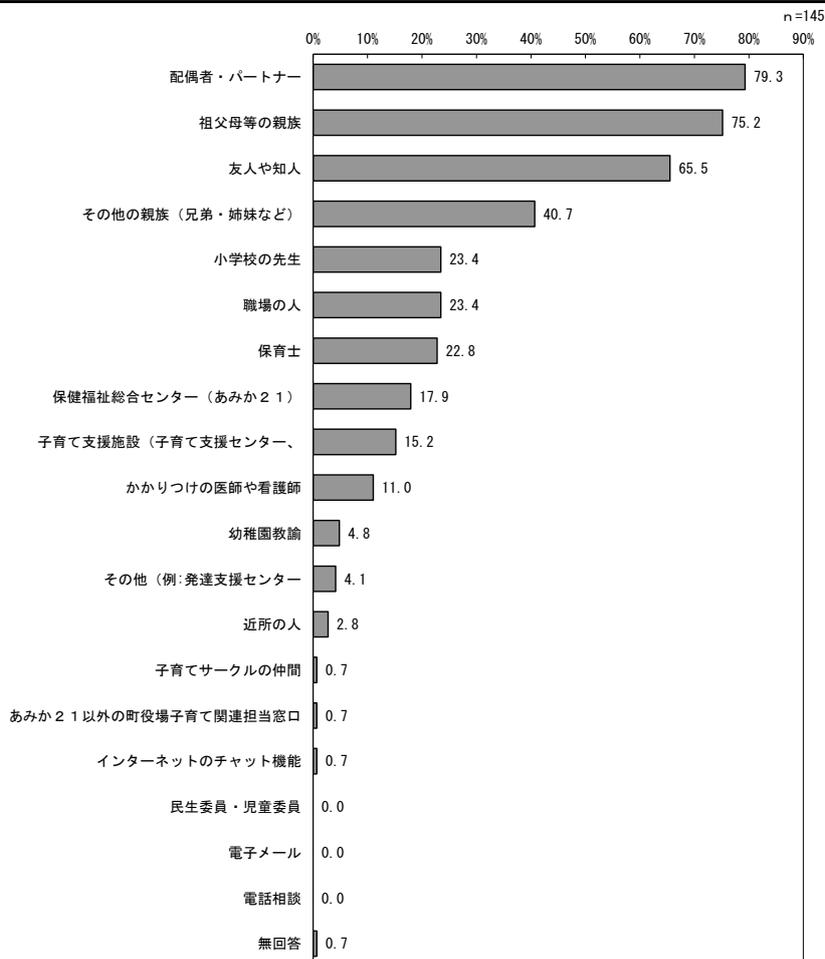
問12 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか

「いる／ある」88.4%、「いない／ない」10.4%となっています。



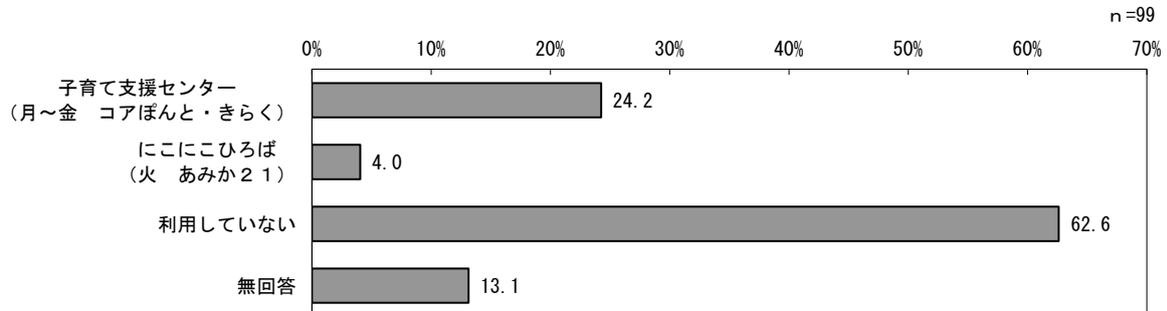
問12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか【複数回答】

「配偶者・パートナー」79.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」75.2%、「友人や知人」65.5%、「その他の親族（兄弟・姉妹など）」40.7%、「小学校の先生」、「職場の人」23.4%と続いています。



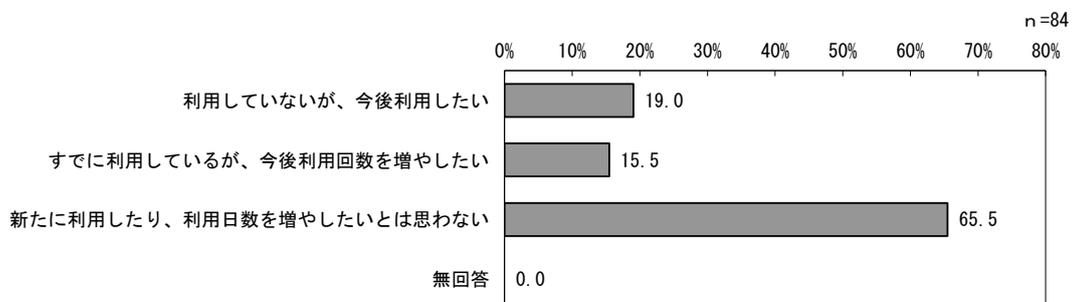
**問16 お子さんは、現在、厚岸町子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場やあみか21内の事業のこと）などを利用してありますか【複数回答】**

「利用していない」62.6%で最も多く、次いで「子育て支援センター（月～金 コアぽんと・きらく）」24.2%、「にこにこひろば（火 あみか21）」4.0%と続いています。



**問17 厚岸町子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか**

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」65.5%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」19.0%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」15.5%と続いています。



## 5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と厚岸町の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

### ■子ども・子育て支援に関するアンケート結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と町の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ●テーマ1 アンケート結果からみる教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策を検討します。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることが課題です。ただ、保護者の就業状況は高いが、一方で人口減少によって、子どもの絶対数が少なくなっている現状を鑑みて、どのように事業を継続していくかは、新たな課題です。

#### ●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について(社会参加・地域交流について)

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組として、レスパイトケアや地域のつながりをどのようにしていくかは課題です。この状況を新設される子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会、保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、幼児だけでなく、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどへの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも今後の課題と考えられます。

#### ●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を注視しつつ、「子連れででかけやすい場所の充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」「親子で安心して集まれる場所やイベントの機会」「企業に対するワークライフバランスへの働きかけ」などの要望に対応していくことが課題です。

#### ●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談する先としては、家族や友人、子どもに関わりのある大人に相談する人が多い状況です。町としては、相談内容に対応できる人員の確保や窓口体制を整えていくことは、継続した課題です。ただ、相談窓口は開設しているが、利用が増えている状況にはないので、気軽に相談できる場所があることを、今後も周知や広報で、認知を広げることは課題になります。

その他、アンケート結果からみた第2期計画からの継続課題については、以下の通りです。

**●教育・保育の質の向上に向けた課題**

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は2割強であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ、質の高い教育・保育の提供、周知方法を工夫し認知を広げるなど、継続することが必要です。

**●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題**

□気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や新設される子ども家庭センターなど、町の相談窓口等の活用を促し、認知を広げるような広報の工夫は必要です。

□放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等も含め、子どもたちが安全に過ごすことができる居場所づくりは、今後も重要です。

**●多様な生き方・働き方を支援するための課題**

□保育環境の整備により就労等の理由で保育園や認定こども園等に預けたいと希望する保護者は今後も見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保と事業の継続が必要です。

□就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。

□職場復帰後に教育・保育施設等の円滑な利用ができるよう、また、ワーク・ライフ・バランスへの理解と推進については、企業等へ制度も含めて利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取組を促す啓発活動は、今後も継続が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を、今後も計画的に取り組んでいきます。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 目的

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

厚岸町においても、子どもの全体数は年々減少を続けている現状にあります。また核家族化の進行と共働き家庭の日常化など、子育てと仕事の両立の中で子育てへの負担感は以前よりも増大していることが懸念されます。

厚岸町では、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、厚岸町で生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創造することを目的として、様々な子育て支援の施策と子ども・子育て支援法の変遷に合わせ、施策を推進してきました。

また、少子化の進行や家庭・地域等を取り巻く環境の変化も踏まえながら、児童福祉法等の子どもに関する法律を踏まえて、子ども・子育て支援給付、子どもや子どもを養育している保護者等への支援を行っていきます。

### 2 基本理念

厚岸町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を踏襲します。

## ～生み育て・支え合い・あんしん～ 厚岸で元気に育て輝け

- 保護者が子どもをしっかりと育てるという基本的な認識のもとに、家庭、学校、地域、職域等、子どもを取り巻くすべての環境の中で、それぞれの立場を認識しながら、お互いが協力して、子ども・子育て支援を行っていきます。
- 子ども・子育て支援給付をはじめとする支援内容や水準は、すべての子どもが健やかに成長するためにも、良質で適切なものでなければなりません。
- 子ども・子育て支援給付や他の事業は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に行っていく必要があります。
- 子ども・子育て支援については、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるものでなければなりません。

### 3 基本的な視点

厚岸町の子どもの育ちと子育て支援の方向性を踏まえつつ、理念を実現するための計画推進に当たり、3つの視点と6つの基本目標を設定します。

#### 視点1 子どもの育ちを支える

○子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、常に子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。

○厚岸町の社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを促す環境の向上をより積極的に推進します。

目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり

目標 2 様々な状況にある子どもへのきめ細かな取組の推進

#### 視点2 子育て家庭を地域全体で応援する

○就労形態の多様化や核家族化が一層進行する厚岸町においては、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を社会全体で構築します。

○親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することを目指す意識の醸成を図ります。

○行政中心の従来手法にとらわれず、NPO（民間非営利団体）や企業等、民間の力を活かす制度設計を検討する等、柔軟な少子化対策を推進します。

目標 3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり

目標 4 仕事と生活の調和

#### 視点3 すべての子育て家庭を支える

○すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力と連携を図り、継続的に親子を見守り、支えていく取組を進めます。

目標 5 地域における子育て支援の充実

目標 6 安全・安心な子育てを支える地域づくり

## 4 施策体系

子ども・子育て支援事業計画の施策の全体像については以下のとおりです。

理念	基本的視点		基本目標	基本施策
〽️生み育て・支え合い・あしん〽️ 厚岸で元気に育て輝け	子どもの育ちを支える	目標1	子どもが健やかに育つ環境づくり	①保育サービスの充実 ②子育て支援サービスの充実 ③子育て支援環境づくり ④児童の健全育成 ⑤世代間交流の促進
		目標2	様々な状況にある子どもへのきめ細かな取組の推進	①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	子育て家庭を地域全体で応援する	目標3	安心して産み、育てることを見守る体制づくり	①次代の親の育成 ②学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④有害環境対策の推進
		目標4	仕事と生活の調和	①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
	すべての子育て家庭を支える	目標5	地域における子育て支援の充実	①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭等の自立支援の推進 ③障がい児施策の充実
		目標6	安全・安心な子育てを支える地域づくり	①良質な住宅の確保 ②良好な居住環境の確保 ③安全な道路交通環境の整備 ④安心して外出できる環境の整備 ⑤安全・安心なまちづくりの推進 ⑥交通安全教育の推進 ⑦犯罪等の被害防止活動

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次の視点に考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していくこととなっています。

#### <教育・保育提供区域設定のポイント>

- 地理的条件や交通事情、現在の教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。
- 子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。
- 「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。
- ただし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。
- 教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者は所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数に達している、または認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可をしなければなりません。

（出展：国の基本指針等資料より抜粋）

## 2 教育・保育提供区域の設定

### (1) 厚岸町における教育・保育提供区域

厚岸町全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

事業区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	教育・保育の区域設定については町内全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から厚岸町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定としています。

19事業	提供区域	考え方
利用者支援事業 子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	町内全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、厚岸町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。
妊婦健診事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	町内全域	現状どおり、厚岸町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、助言や情報提供を行う事業	町内全域	現状どおり、厚岸町内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業	町内全域	現状どおり、厚岸町内全域とします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上等の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。

19事業	提供区域	考え方
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動を実施する事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に乳幼児を預かる事業	町内全域	教育・保育施設での利用も含むため、厚岸町内全域とします。
延長保育事業 11時間以上の時間外保育事業・休日保育事業	町内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、厚岸町内全域とします。
病児保育事業 保育の必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	町内全域	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業 世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業	町内全域	実施する場合には、厚岸町内全域とします。
多様な主体が本制度に算入する事を促進するための事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入等の促進を図る事業	町内全域	実施する場合には、厚岸町内全域とします。
子育て世帯訪問支援事業 要支援児童等の家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供・援助等を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。
児童育成支援拠点事業 養育環境に課題を抱える児童を対象に居場所となる拠点の開設や相談等を行う事業	町内全域	実施する場合には、厚岸町内全域とします。
親子関係形成支援事業 児童との関わり方等に不安を抱える家庭を対象に、各種の支援により親子間の適切な関係性の構築を図る事業	町内全域	実施する場合には、厚岸町内全域とします。

19事業	提供区域	考え方
<p>妊婦等包括相談支援事業</p> <p>妊娠・出産の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ事業</p>	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。
<p>産後ケア事業</p> <p>産後の母子に対して心身のケアやサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業</p>	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、厚岸町内全域とします。
<p>乳児等通園支援事業</p> <p>(こども誰でも通園制度)</p> <p>保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児の一時預かりを実施する事業</p>	町内全域	実施する場合には、厚岸町内全域とします。

# 第5章 教育・保育施設の充実

## 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望等を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

### ■認定区分：1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）したうえで、施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当 認定こども園(幼稚園部)
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園(保育園部)
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることです。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況、ニーズ調査による利用希望等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供を行うとともに、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園（幼稚園部）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数（人）	12	9	9	10	11
2 確保の内容（人）	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（2-1）（人）	58	61	61	60	59

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のことです。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

#### ●確保の内容方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

### (2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数（人）	107	105	112	108	114
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	107	105	112	108	114
2 確保の内容（人）	117	117	117	117	117
特定教育・保育施設	117	117	117	117	117
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（2-1）（人）	10	12	5	9	3

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

#### ●確保の内容方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

### (3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数（人）	12	12	12	12	12
2 確保の内容（人）	12	12	12	12	12
特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（2-1）（人）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

#### ●確保の内容方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

### (4) 3号認定（1歳、保育所を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数（人）	25	24	22	22	21
2 確保の内容（人）	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（2-1）（人）	5	6	8	8	9

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

#### ●確保の内容方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

### (5) 3号認定（2歳、保育所を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数（人）	27	36	36	33	30
2 確保の内容（人）	36	36	36	36	36
特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（2-1）（人）	9	0	0	3	6

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

#### ●確保の内容方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

1世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いていますが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

幼稚園、認定こども園などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

また、乳幼児期の子どもの発達は、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握したうえで、一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・養育支援につなげていくことが求められます。

厚岸町では、現在、認定こども園は開設されていますが、利用者が集まっていない状況です。今後も、教育・保育の一体的な提供について情報を収集し、町内の提供事業者とも連携しながら、検討をしていきます。

認定こども園の特徴、整備の流れ、小学校等との連携促進のポイントについて以下に紹介します。

#### （1）認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- 認定こども園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場等に参加できます。

#### （2）認定こども園の整備について

- 各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況を把握したうえで、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に応じ、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進していきます。
- 幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するに当たって、国や道において財政支援メニューがある場合は、積極的な活用を検討していきます。

#### （3）小学校等との連携促進

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培っていきます。
- 小学校との連携はもとより、地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携も継続します。

---

## 4 教育・保育等の円滑な利用及び教育・保育施設の質の向上

---

### (1) 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況、子育て事業の利用に関する情報提供に努めます。

### (2) 教育・保育等の質の確保及び向上について

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組めるよう努力します。

#### ① 幼保併有資格の取得促進

認定こども園の普及促進に当たり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度等を活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けて支援を行います。

#### ② 幼稚園と保育所の合同研修

幼稚園と保育所が教育と保育を定期的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催等による支援を行います。

#### ③ 職員の資質の向上

健康状態や発達の状態、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供できるように、専門機関等との連携を強化するとともに、資質向上に向けた研修参加を促しながら充実を図ります。

#### ④ 職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

教育・保育等従事者の職務がその重要性にふさわしく魅力のあるものとなるよう、教育・保育等従事者の賃金、その他の職務上の処遇の改善、労働負荷の軽減策などについて検討し、子ども・子育て支援に係る人材確保に引き続き努めます。

---

## 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等の整備を進めます。

### (1) 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

町ホームページや広報誌を通して、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができるように環境を整備します。

### (2) 出産後の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

家庭訪問の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター）では、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげていきます。

### (3) 育休満了時からの環境整備

育休満了時（原則1歳到達時）から、教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の量の確保を図ります。

---

## 6 その他の基本的な取り組み

---

### (1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

### (2) 安全確保のための取り組み

保育所等における子どもの安全確保については、それぞれの施設において安全計画を策定することが義務づけられています。安全確保に関する取り組みを行うに当たっては、施設外活動やバス送迎などにおける事故の防止や、地震・津波・風水害など地域特性に応じた適切な対応に努めなければならないとされており、着実に実施していきます。

# 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

## 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。「量の見込み」は、過去の利用状況とアンケート結果を参考としています。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。また、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援も実施します。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する事業です。

現在は母子保健型で実施しており、令和7年度にはこども家庭センター型へ変更となり、令和8年度からはこども家庭センターへ移行する予定です。

[対象年齢]0～5歳の保護者、18歳未満の子ども

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型 (か所)	1	-	-	-	-
こども家庭センター (か所)	-	1	1	1	1

### ●確保の方策方針

厚岸町では、引き続き保健福祉総合センターあみか21で実施します。

#### <こども家庭センター>

令和4年6月の児童福祉法の改正で、こども家庭センターは、子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設として設置をします。こども家庭センターを設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。また、支援が必要な妊産婦や子育て家庭へは、体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、支援に当たります。

## (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

[単位] 延べ利用者数（月間）人／回

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/回）	250	250	250	250	250
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

## (3) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	518	490	476	462	434
確保の方策	【実施場所】 北海道内各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【実施項目】 国が定める基本的な妊婦健康診査項目。北海道外での健診については、別途申請にて受付				

### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行います。また、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

##### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	38	35	34	34	31
確保の方策	【実施体制】町の保健師 【実施機関】厚岸町				

##### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援等)を行う事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童(注)

##### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	8	8	8	8	8
確保の方策	【実施体制】町の保健師 【実施機関】厚岸町				

##### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労、レスパイト等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。状況により保護者が子どもとともに、入所して利用することも可能となりました。

[対象年齢] 0～18歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	5	5	5	5	5
確保の方策（人/年）	5	5	5	5	5

### ●確保の方策方針

厚岸町では令和5年度より町外事業所と委託契約し、対応可能となっています。  
今後も引き続き実施します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（就学後 ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢] 就学児

### ■量の見込み（低学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/日）	2	2	2	2	2
確保の方策（人/日）	2	2	3	3	3

### ■量の見込み（高学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/日）	1	1	1	1	1
確保の方策（人/日）	1	1	1	2	2

### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施しますが、提供会員が減少傾向にあるため、提供会員の確保を目指します。

## (8)一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産、レスパイト目的等により保育が一時的に困難となった乳児、または幼児について、一時的に保育預かりを行う事業で、幼稚園で園児を対象に行う場合と保育所その他の場所で行う場合があります。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

### ①幼稚園における一時預かり(幼稚園型)

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計(人日/年)	2,400	1,800	1,800	2,000	2,200
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	2,400	1,800	1,800	2,000	2,200
幼稚園の在園児以外を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	0	0	0	0	0
確保の方策(人日/年)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

#### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します

### ②保育所等における一時預かり(幼稚園型以外)

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	200	200	200	200	200
確保の方策(人日/年)	200	200	300	400	400
保育所の一時的預かり(幼稚園型以外)	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	200	200	300	400	400

#### ●確保の方策方針

厚岸町では、ファミリー・サポート・センター事業で一時的預かり事業を行っており、現状に引き続き実施します。保育所での一時預かり事業は、実施に向け検討しましたが、こども誰でも通園制度の実施を今後予定しているため、そちらを優先実施とします。

### (9) 延長保育事業（時間外保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（時間外保育）、日曜日・祝日にも保育を行う（休日保育）事業です。

[対象年齢] 0～5歳

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	30	30	30	30	30
確保の方策（人）	0	0	0	0	0

#### ●確保の方策方針

厚岸町では、午前7時30分から午後6時15分までの延長保育は引き続き実施し、11時間以上の延長保育は今後検討します。土曜日の保育時間の延長についても、今後検討していきます。

### (10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児（病後児）保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	100	100	100	100	100
確保の方策（人日/年）	検討	検討	検討	検討	検討
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	0	0	0	0	0

#### ●確保の方策方針

現状では実施していませんが、ニーズ調査では希望があるため、実施できるか検討を続けます。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

### ■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	1年生	29	18	25	25	18
	2年生	29	30	19	26	26
	3年生	22	25	26	16	23
	4年生	20	16	18	18	12
	5年生	15	10	8	8	9
	6年生	18	6	6	4	4
②確保の内容 (人)		160	160	160	160	160
差(②-①)		27	55	58	63	68

### ●確保の方策方針

厚岸町では、学校区ごとに現状に引き続き実施します。

### ●「こどもの居場所づくり支援体制強化」に基づく取組の推進について

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「放課後児童対策パッケージ」が国により策定されました。

厚岸町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進と併せて、児童館の一般利用を活用しながら、保護者の就労の有無にかかわらず子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

### ●確保の方策方針

厚岸町では、国の動向やニーズなどを踏まえて、実施について検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。

### ●確保の方策方針

厚岸町では、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援していきます。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

### ●確保の方策方針

厚岸町では、現状に引き続き実施します

## (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

### ●確保の方策方針

事業は努力義務であるため、こども家庭センターにおいて、道や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

## (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

### ●確保の方策方針

事業は努力義務であるため、こども家庭センターにおいて、道や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

[対象] 妊産婦及びその配偶者等

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (回/年)	111	105	102	99	93
対象妊婦数 (人)	37	35	34	33	31
一人当たりの面談回数 (回)	3	3	3	3	3
確保の方策 (回/年)	111	105	102	99	93
子育て世代包括支援センター (こども家庭センター)	111	105	102	99	93
上記以外 (委託含む)	0	0	0	0	0

※面談3回のうち、2回目はアンケートでも可能としています。

### ●確保の方策方針

事業は子育て世代包括支援センター（移行後はこども家庭センター）において保健師が対応しており、今後も継続して実施していきます。

## (18) 産後ケア事業

産後の母子に対し、医療機関や助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。

[対象] 出産後1年未満の産婦とその乳児

■療養型産後ケア 助産院で産科医療機関等で母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳相談等を受けられます。日帰り型（デイサービス）と宿泊型（ショートステイ）があります。

■訪問型産後ケア 母乳外来に通院が困難な方を対象に、助産師が自宅に訪問し、授乳相談や赤ちゃんのほ乳力のチェックなどが受けられます。

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日／年）	111	105	102	99	93
対象妊婦数（人）	37	35	34	33	31
平均利用日数（日）	3	3	3	3	3
確保の方策（延べ人日／年）	116	107	104	104	94
宿泊型（ショートステイ）	21	19	19	19	17
デイサービス型（ショート）	39	36	35	35	32
デイサービス型（ロング）	53	49	47	47	43
訪問型	3	3	3	3	2

### ●確保の方策方針

厚岸町では、町外の2施設へ委託して実施を継続していきます。

### (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況や理由を問わず、0～2歳の未就園児を保育施設で時間単位で一時預かりを実施する事業（制度）です。令和8年度から国の制度が開始される予定です。

[対象] 0～2歳の未就園児 月最大10時間まで利用

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日／年）	—	1	1.5	2	2
0歳児（人日）	—	0.5	1	1	1
1歳児（人日）	—	0.5	0.5	1	1
2歳児（人日）	—	0	0	0	0
確保の方策（延べ人日／年）	—	3	3	3	3
0歳児（人日）	—	1.5	1.5	1.5	1.5
1歳児（人日）	—	1	1	1	1
2歳児（人日）	—	0.5	0.5	0.5	0.5

#### ●確保の方策方針

厚岸町では令和8年度以降、国の制度が本格実施になった際に、実施体制が確保できるよう準備を進めます。

# 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## 1 子育て世代包括支援センターの設置と充実

妊娠期から子育て期までにおける母子保健、または育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、切れ目のない支援を提供する体制を構築し、子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができる環境の整備を継続します。また、職員の質の向上に努めるため、道主催の研修に参加するなど、質の向上にも配慮していきます。今後は、より機能を充実した子ども家庭センターの設置に向け準備を進めます。

### 主な内容

- 妊産婦等の実情把握
- 妊娠、出産、育児に関する相談、情報提供、助言及び保健指導
- 支援プランの策定
- 保健医療、または福祉の関係機関との連絡調整

## 2 児童虐待防止対策の充実

厚岸町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に、今後も努め、こども家庭センターの児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、こども家庭センターも児童相談所や関係機関とも連携し、密接に情報を共有し、その後の支援を切れ目なく対応に努めていきます。

### (1) 関係機関との連携及び厚岸町における相談体制の強化

厚岸町における子ども・子育てに関する相談体制は、保健福祉課をはじめ、教育委員会管理課、生涯学習課等のほか、各保育所、幼稚園、小中学校等において、子どもに関わる相談ができる連携体制となっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子どもや子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子どもの虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児童への組織的な対応及び評価を確保するため、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上も図ります。

さらに、一時保護等の実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要す

る場合には、児童相談所長等への通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を引き続き強化していきます。また、一時保護以後の支援については、こども家庭センターを中心に支援を継続していきます。

## (2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ地域が連携して子ども虐待の防止に努めます。

### 主な内容

- 要保護児童対策協議会の運営
- 要保護児童相談体制の整備
- 児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業
- 民生委員・児童委員活動

---

## 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立支援は、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して、北海道の母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、ひとり親家庭の保護者を確実な就労に結び付けるため、就業支援専門員との連携強化や自立支援プログラム事業、自立支援給付金等を活用した資格取得機会の創出等、多様な支援体制を構築し、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として、総合的な自立支援を継続していきます。

### 主な内容

- ひとり親家庭等に係る医療費の助成
- 病気や冠婚葬祭など必要に応じた母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員の派遣
- 民生委員・児童委員活動

## 4 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに新生児聴覚検査、学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

さらに、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

一方、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士等、子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう、本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

併せて、本人と保護者、保健福祉課、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

さらに、家族が適切に子育てできるように、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を進めていきます。

また、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

### 主な内容

- 児童発達支援センター事業
- 運動発達健診事業
- 児童居宅介護支援事業
- 障がい者(児)に係る交通費の助成
- 障がい者(児)に係る医療費の助成
- 特別支援教育推進事業

---

## 5 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

---

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

#### 主な内容

- 男女共同参画の支援
- 就労支援・相談

### (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の推進に努めます。

#### 主な内容

- ファミリー・サポート・センター事業の実施

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実にも努めます。

---

## 6 子どもの安全・安心な環境の充実

---

国は、登下校時における子どもの安全確保について平成30年6月22日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるとしています。

また、相次ぐ高齢者の運転による未就学児の死亡事故などに対応し、令和元年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する

経路等の安全確保を進めることとしています。

さらに、近年、送迎用バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、国はバス送迎時の安全管理・再発防止に向けた緊急対応策を取りまとめ、令和5年4月から、バス降車時の所在確認と安全装置の設置が義務化されました。

厚岸町でも、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として、以下のような方針をまとめ、今後とも取り組んでいくこととします。

### **(1) 未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保**

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の合同点検を実施します。各道路管理者、警察署、小学校や中学校、教育委員会と連携して町内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については、道路交通安全環境の整備を推進していきます。

#### **主な内容**

- 通学路等の合同点検

### **(2) 高齢者の安全運転を支える対策**

年4回の交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、高齢者の安全に運転する技術の維持を基本とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報や運転免許証の自主返納への各種支援策の広報・啓発などを進めていきます。

#### **主な内容**

- 安全運転教室
- 運転免許の自主返納への支援

### **(3) 幼児の送迎バス運行に関して**

幼稚園等送迎バスを運行する場合には、安全・安心に利用できるように、国の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」に沿って、運用できるよう、各事業者に促していきます。

---

## 7 子どもの貧困対策の推進

---

国は、明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることはあってはならないとして、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、令和元年6月に一部改正を行い、令和元年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築が必要であり、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとされています。

このことは厚岸町の将来にとっても重要な課題であり、実態の把握や親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援等をし、子どもの貧困対策を推進します。

### 主な内容

- 子どもの貧困の実態調査
- 子ども・子育て支援対策の充実と新たな対策の検討、実施
- 道が行う自立支援事業との連携
- 総合相談窓口の充実

# 第8章 次世代育成支援行動計画の推進

## 1 目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、厚岸町においてこれまで取り組んできた「厚岸町次世代育成支援行動計画」を踏襲します。次世代育成支援対策推進法の期限が、令和7年3月31日から令和17年3月31日までに延長されました。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を推進します。

## 2 基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などに取り組みます。

## 3 対象

次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後			
						少年期		
子ども・子育て支援法（対象年齢）								
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

---

## 4 指針となる視点

---

### (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子どもを持ちたい人が、安心して出産し、健全な子育てができるよう家事や育児に対する不安感、負担感を軽減し、ゆとりをもって育てるための子育ての基盤づくりを進めます。

### (2) 地域社会での子育て支援

子育てに夢を持ち、子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができる「まち」を築くため、行政はもとより、家庭・地域・企業等子育てにかかわるすべての社会の構成メンバーが、それぞれの役割を認識し、連携のとれた子育て支援体制づくりを進めます。

### (3) 子どもの立場に立った自立支援

未来を担う子どもたちがたくさんの体験を通して、人間性や社会性、創造性を育みながら、社会の中で責任ある構成員に育つよう、子どもの側に立って、その利益が最大限尊重されるよう配慮し、子どもの健全育成と自立支援施策を推進します。

---

## 5 施策の方向性

---

### (1) 子どもや子育てに関する意識啓発

若い世代に向けて子育ての意義等を啓発するとともに、家庭をはじめ社会全体で子育てを支援する大切さについて、町民へ理解を求めていきます。

また、家庭内における男女の固定的役割分担意識を見直し、家事や子育てについての家庭の責任を、男性も女性と等しく分かち合う男女平等意識の醸成に努めます。

### (2) 家庭における子育て支援

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てていくことができるよう、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターを中心とした子育て支援体制を充実し、子育て相談や子育て情報の提供等により、子育てに対する悩みや孤立感の解消を図ります。

また、妊娠・出産の安全性や子どもの体の健全な発達を図るため、母子保健事業の推進に努めます。

### (3) 子育てと仕事の両立のための環境整備

女性の就業を前提としたうえで、男女ともに仕事と家庭の両立を容易にできるよう、育児休業を取りやすく職場復帰がしやすい環境づくりを推進します。

また、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実等により、働き続けながら子育てができる環境整備に努めます。

#### **(4) 心豊かに学ぶ教育の実現と健全育成**

子どもが夢をもって、のびのびと育っていくことができる教育の実現に向け、環境を整備するとともに、豊かな心と健康な体を育む学校教育や社会教育を、より一層推進します。

また、いじめや不登校などの問題に対し、適切な対応に努めるとともに、地域における青少年に悪影響を及ぼすと思われる環境から子どもを守るため、学校・家庭・地域社会相互の連携を強化し、地域ぐるみで青少年の健全育成の推進に努めます。

#### **(5) 子育てのための生活環境の整備**

子育て世帯がゆとりをもって暮らし、子ども連れでも安心して外出等ができるよう、安全な道路交通環境の整備や防犯施設の整備、公共施設のバリアフリー化、遊び場の整備、生涯学習・スポーツ・文化活動等に親しめる機会の充実等、子どもや家庭を取り巻く生活環境の整備に努めます。

#### **(6) 子育てに伴う経済負担に対する支援の充実**

子どもを養育する家庭の生活安定と子どもの健全育成を図るため、保育料や18歳以下の子どもの医療費の無償化継続など、子育て世帯の経済負担軽減の支援に努めます。

## 6 施策の取組状況

### (1) 地域における子育ての支援

#### 【施策展開の基本方針】

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域資源等を活用した取組を推進します。

#### ①保育サービスの充実

##### 【施策の方向】

認可保育所では、共働きの増加等により、また、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所を利用する住民のニーズは多様化しています。

このため、子育てをしている人が安心して働くことができるよう多様なニーズに応じ、広く住民が利用しやすい保育所サービスの提供に努めていきます。

また、保育環境の充実を図るため、保育施設や設備の改善に努めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
1	認可保育所環境整備事業	保健福祉課	保護者の労働、または疾病などの理由により、保育が必要な児童の保育を行っていきます。保育所の建替えは完了し、今後も効率的な保育所運営を進めます。	(継続) 利用児童数は減少傾向にありますが、安全・安心な施設の提供と効率的な運営に努めます。
2	障がい児保育事業	保健福祉課	保護者の労働、または疾病などの理由により、保育が必要な障がい児の保育を行うとともに、児童が安心して保育を受けることができる環境づくりを進めます。	(継続)
3	早朝居残り保育事業	保健福祉課	保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を超えて児童の保育を希望する場合に延長居残り保育を行います。早朝は、7時30分から、居残りは18時15分までで、今後も多様な働き方のニーズに対応できるよう、時間等の延長を検討していきます。	(継続) 現状の延長保育で一定のニーズを満たしており、さらなる延長については、今後も検討していきます。
4	保育職員の研修	保健福祉課	保育職員が研修等に参加する機会を増やし、保育の質の向上に努めます。	(継続) 保育職員が研修等に参加する機会を増やし、保育の質の向上に努めます。

#### ②子育て支援サービスの充実

##### 【施策の方向】

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、家庭や地域における子育て機能の低下などにより、子育て中の親の孤独感や負担感は高まっており、地域の子育て支援機能の充実を継続することが求められています。

そのため、情報提供や相談体制を充実させるとともに、地域において子育て親子の交

流や親同士が交流できる場を提供していきます。

また、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とした支援サービスの充実により、住み慣れた地域で、楽しく安心して子育てができるよう支援体制の整備に取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
5	児童手当の支給	保健福祉課	国の制度に基づき支給を行っていきます。	(継続)
6	就学援助費の支給 (要保護及び準要保護)	教委・管理課	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品及び学校給食費等、学校生活を送るうえで必要となる費用に対する援助を行います。	(継続)
7	出産祝金の支給	保健福祉課	経済的負担の軽減を図り、家庭における生活の安定に寄与することを目的に、第1子以降の出産に際し祝金を支給します。	(継続)
8	一時預かり保育	保健福祉課	保育所を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により、一時的に保育が困難になった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において一時的に保育します。	(移行) 令和8年度から「こども誰でも通園制度」として実施予定です
9	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保健福祉課	児童館を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全育成事業を行います。	(継続)
10	子育て支援センター事業	保健福祉課	家庭内で保育している親子を対象として、多機能共生型地域交流センター「コアぼんときらく」とあみかにおいて、育児不安等についての相談指導、移動ルーム、移動サロン等を行います。令和4年度からは月に一度、土曜日も開放しています。	(継続) 事業内容の充実を図り、今後も気軽に利用できる施設として、利用者の拡大に努めます。
11	子育て情報の提供	保健福祉課・生涯学習課	子育てにかかわる事業等をはじめ、町民が参加可能な様々な事業情報を提供する生涯学習情報誌「LLTIMES」を配布するとともに、町のホームページでの情報提供を進めます。令和元年度からは、あっけし子育て応援アプリを導入し、子どもの年齢に合わせた情報の配信を開始しています。	(継続) 今後も関係部署との連携を密にして情報収集し、情報提供に努めます。令和元年度からは、子育て世代包括支援センター事業開始しています。
12	子育てお助けブック配布事業	保健福祉課	育児を支援し、子どもの健全な育成に資することを目的に、乳児家庭全戸訪問、あかちゃん相談会等の機会に、子育てに役立つ図書を配布します。	(継続)
13	子育てガイドブックの作成	保健福祉課	不安や悩みを抱えながら子育てしているお父さんやお母さんのために、厚岸町で行っている事業・制度などを紹介し、明るく幸せな家庭づくりに役立つガイドブックを作成します。	(再検討) 掲載する内容等を精査し、事業実施については再度検討します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
14	子育て世代包括支援センター事業	保健福祉課	令和元年度から、子育て世代を継続的・包括的に支援するために、支援プランの作成や支援台帳の整備を行うための子育て世代包括支援センター事業を開始しました。今後は、より機能を充実したこども家庭センターの設置に向け検討を進めます。	(継続)

### ③子育て支援環境づくり

#### 【施策の方向】

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供できるよう、関係機関と連携して、子育て支援を推進し、地域の中で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。

また、家族だけではなく、地域ぐるみで子育てを支援するために、児童館や保育所等の児童福祉施設と学校・幼稚園・情報館等の教育施設及び関係機関・地域組織との連携を促し、地域全体で子育てに取り組む体制の整備を継続します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
15	民生委員・児童委員活動	保健福祉課	民生委員児童委員と連携し、児童生徒の見守りに関する取り組みを継続するとともに健全育成や保護を必要とする児童の把握に努めます。また、各種研修や意見交換を通じて福祉活動の推進を図ります。	(継続)
10 (再掲)	子育て支援センター事業 (再掲)	保健福祉課	家庭内で保育している親子を対象として、多機能共生型地域交流センター「コアぼんときらく」とあみかにおいて、育児不安等についての相談指導、移動ルーム、移動サロン等を行います。令和4年度からは月に一度、土曜日も開放しています。	(継続) 事業内容の充実を図り、今後も気軽に利用できる施設として、利用者の拡大に努めます。

#### ④児童の健全育成

##### 【施策の方向】

少子化の進行による児童数の減少は、遊びを通じて仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があり、心身ともに健康な子どもを育てていくためには、部活動・課外活動といった学校教育の中だけではなく、自然体験・社会体験活動等の学校外活動を通して、様々な体験をしていくことが大切です。

厚岸町では、児童の健全育成のため、文化、芸術、スポーツ等の多様な体験学習機会の提供を行い、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場づくりに努めてきました。今後も、各地域・団体等が連携し地域の人材を活用し、子どもたちを「地域で育てる」という観点から、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供を図ることが重要となっています。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
16	児童館運営事業(児童クラブを含む)	保健福祉課	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、児童の集団的及び個別的指導を行います。また、体験学習等の場の提供と活動の育成を行います。	(継続) クラブ登録児童も一般利用児童も活動できる場の提供に今後も努めます。
17	地域組織の育成	保健福祉課	地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全育成活動の推進に努めるとともに、その他の子育て関係団体への支援など、地域のニーズに合った支援に努めます。	(継続) 母親クラブが解散したため、その他の子育て関係団体への支援など、地域のニーズに合った支援に努めます。
18	保健福祉体験学習	保健福祉課	児童生徒が認知症キッズサポーター養成講座及び福祉教育などを通じて、保健・福祉に対する理解を深めることができるよう、学校と連携を図っていく。	(継続)
19	巡視・補導活動事業	生涯学習課 青少年育成センター	青少年育成センターでは、青少年の非行防止のため、情報の収集・提供や関係機関及び団体の連絡調整を図り、専任補導員による巡視補導活動、祭典時の特別巡視・補導を行います。	(継続)
20	厚岸町少年の主張大会	生涯学習課	少年が日常生活の中で体験したり日頃の考えを発表することにより、社会の一員としての自覚と責任について考える機会を与え、健全な心身の育成に寄与します。	(継続)
21	青少年芸術鑑賞	生涯学習課	幼児及び児童生徒を対象に芸術鑑賞の機会を拡充し、情操を培い人格の育成を目指すとともに、少年の健全育成に努めます。	(継続)
22	厚岸町小中高児童生徒連絡協議会	管理課	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品及び学校給食費等、学校生活を送るうえで必要となる費用に対する援助を行います。	(継続) 各学校及び関係機関の連携により、効果的な児童生徒指導を進めます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
23	子ども会親子交流促進事業	生涯学習課	様々な体験活動を通して、青少年の健全育成及び各自治体子ども会の親睦と世代間交流に努めます。	(継続)
24	厚岸町障害者(児)ふれあいフェスティバル	保健福祉課	町内において障がい福祉に関わる個人や団体、町の職員によって実行委員会を組織し、障がいのある人を主体に活動発表や紹介、福祉生産品販売を行い、交流の場やネットワークを広げる機会としてノーマライゼーション社会の実現に取り組みます。	(継続) 障がい者が主体的に参加することで自信が付き、積極的な社会参加の場となっています。
25	通学合宿	生涯学習課	家庭を離れて、異年齢で起床から就寝までの一日の生活を集団で体験することにより家族の大切さを認識するとともに、子どもたちの自主性や協調性を伸ばし、「生きる力」を育むきっかけとします。	(継続) 一週間の集団生活を通して規則正しい生活習慣の確立と体力の向上を目指し、「生きる力を」育みます。
9 (再掲)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)	保健福祉課	児童館を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全育成事業を行います。	(継続)

## ⑤世代間交流の促進

### 【施策の方向】

核家族化や地域コミュニティの崩壊等によって、子どもの頃から日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなってきており、孤立した環境で子育てを行う親が増えてきています。

子どもたちにとっては、家庭や学校に限らない、地域社会における世代間交流活動は、社会性や人を思いやる気持ちを育むことができることから、極めて重要な役割を持っており、他人への思いやりや感謝の心など豊かな人間性を持った子どもたちが育まれます。

そのためにも、地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者等も含めた地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
26	保育所地域活動事業	保健福祉課	保育所における地域活動として、七夕や芋掘り、クリスマス会等に地域のお年寄りを招いたりして、保育所と地域の人々との世代間交流を促進します。	(継続) 年2回の開催を継続します。
27	厚岸町生きがい大学学生と町内児童との交流学習会	生涯学習課	「厚岸町生きがい大学」の学生と町内小学校の児童が、昔遊びや高齢者がより昔の暮らしについてなどを教える等の活動を通し、世代間の交流を深めます。	(継続)

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
28	厚岸町多機能共生型地域交流センターの機能充実	保健福祉課	高齢者、障がい者、子育て家庭の保護者等が互いの活動を理解し交流を深めることで福祉の増進が図られるよう、多機能共生型地域交流センター「コアぼんと きらく」の機能充実に努めます。	(継続) 施設の維持管理に努め交流できる環境を整備します。

## (2) 母と子どもの健康の確保・増進

### 【施策展開の基本方針】

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して生み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

### ①子どもや母親の健康の確保

#### 【施策の方向】

すべての子どもが健やかに生まれ、かつ育つことは、すべての親ばかりでなく町民全体の願いであり、それは、健全な母性、妊娠、出産から始まります。厚岸町では、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、様々な母子保健事業を実施しています。

しかし、核家族化の進展や晩婚化の一方で、若年出産の増加等、社会環境の変化は、母親にとって、妊娠や出産・育児に伴う不安や負担感の高まりなどについて、気軽に相談して頼れる人が少なくなっています。

このため、妊婦や乳幼児の心身の問題の早期発見、早期治療や正しい知識の普及に努め、安全な妊娠、出産や適切な養育を促すとともに、子どもの心身の状態や親子関係の状況を把握し、育児不安や悩みを軽減し、子育てに自信や喜びがもてるように支援します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
29	母子健康手帳の交付及び妊産婦一般健康診査事業	保健福祉課	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳と妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分、産婦健康診査2回の受診票を交付し、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を図ります。	(継続) 妊娠届出をしてからの助成となるため、早期届出の勧奨が必要となっています。令和元年度から、産婦健康診査助成をしています。
30	プレママひろば	保健福祉課	妊娠中の夫婦を対象に、保健師・栄養士による講話、妊婦間の交流等を行います。教室では、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識・技術を通して、夫の育児参加意識を高め、親になる心構えを養うとともに、育児仲間づくりとなる事業を進めます。一人でも多くの人に参加できる教室づくりに努めます。	(継続) 今後は、対象を妊産婦と子育て中の養育者を併せ、幅広い内容にするなど検討します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
31	乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業	保健 福祉課	「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」を通じて、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期の母子の健康管理を支援します。喫煙や飲酒の影響理解や必要な栄養指導に努めるほか、虐待予防や生活リズム等養育環境の問題への対処をより積極的に進めるため、養育支援訪問において育児・家事支援事業を加え、養育環境整備に努めています。	(継続) 「養育支援訪問事業」の家事・育児支援については、今後の法改正の動向に留意し、事業内容等を検討します。
32	乳幼児健康診査事業	保健 福祉課	乳幼児の健全な発育発達を促すため、身体計測、問診、観察、診察等で、心身の発達確認を行い疾病や心身障がい等の早期発見、早期治療・早期療育を促します。乳児の健康診査は、医療機関委託による個別受診、幼児の健康診査は母子保健法に基づき集団で実施し、受診結果に基づき、保健指導や専門機関の紹介等を行います。	(継続) 令和6年6月から1ヶ月児健康診査を新たに開始。令和7年度以降、5歳児健康診査開始を予定。
33	歯科検診及びフッ素塗布事業	保健 福祉課	歯科検診は、母子保健法に基づき1歳6ヶ月健康診査及び3歳児健康診査時に実施しています。また、乳児期から歯予防として、あかちゃん相談時に離乳食のアドバイス等と併せた指導を実施しています。いずれの機会にも食生活を含めた生活のリズムや保護者の意識等の指導に重点をおいています。フッ素塗布事業は、町内小児歯科医院に委託し、1歳から3歳の誕生月の末日までの間に4回、無料で個別に塗布及び歯科保健指導を実施しています。	(継続) 平成24年度から2歳児に対しても受診勧奨を実施しています。
34	妊婦・子育て相談事業 妊産婦・子育て専門相談事業	保健 福祉課	妊婦・子育て相談事業は随時開催に加えて、子育て支援センターの「すくすくひろば(毎月1回実施)」も相談の場として活用されるよう周知を進めます。また、妊産婦・子育て専門相談事業は、電話・メール・来所による24時間無休の相談体制の委託事業として実施しています。	(継続) すくすくひろばでの相談は、コアぼんときらくでも実施しています。
35	あかちゃん相談	保健 福祉課	生後4ヶ月と7ヶ月児及び育児に不安を持つ人を対象に、乳児期からの栄養相談・指導・虫歯の予防など、育児支援を行い、乳児期の健全な発育・発達を促します。	(継続)
36	産後のメンタルヘルス対策	保健 福祉課	身体的にも精神的にも不安定な産じょく期の母親に対して、問診項目で、母親の心の状態と母親自身の抱える問題を把握するため、産後うつチェックの問診を実施し、育児不安や産後うつ病の早期発見に努めるとともに、産後ケア事業でフォローする体制としています。	(継続)

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
37	すくすくひろば「子育て講座」	保健福祉課	毎月1回、子育て支援センターと共催で保健師・栄養士が発育発達や離乳食等の相談に応じます。また、年間数回「子育て講座」として、食事やう歯予防など子育てのヒントになる講座を開催します。	(継続)
38	妊婦健康診査通院支援事業	保健福祉課	町内に専門医療機関がないことにより、妊婦健康診査の通院が妊婦の負担となっていることから、通院交通費の助成を行います。	(継続)
39	子どもとお出かけタクシー券配布事業	保健福祉課	産後1年間使用可能な、乳児との外出を支援する目的でタクシー券を配布しています。	(継続)
40	産後ケア事業	保健福祉課	産後の育児不安や産後うつ病の予防を目的に、助産院による産後ケア事業を実施し、養育者の休息や育児不安の解消を目指します。	(継続)

## ②食育の推進

### 【施策の方向】

健康な体を作るために必要な、子どもの健やかな成長に必要な望ましい食習慣や、親と子が家庭で食の大切さを考え、バランスのとれた食生活を営む力が弱まっています。

アンケート調査などからは、毎日きちんと朝食を取らない児童が、就学前・小学生ともにみられ、少ないながらも食事を一人で取る孤食の状況もみられます。

このような食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることが求められています。

そのため、幼年期の健康づくりは、養育者や家族の影響が大きいいため、妊娠期から子育て期に至るまでの間、乳幼児だけでなく養育者などの家族も含めた切れ目のない支援が必要となります。各世代の子どもの発育、発達にあった食生活を営む力や家族や子ども自身が食事について学び、考えられる力を育むために、保健分野や教育分野等、様々な分野が連携しながら、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の助言や食事づくり等の体験学習を進めるとともに、給食調理に関する栄養士・調理員の研修会や食に関する情報の提供を図る等、食育に関する事業を推進していきます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
41	給食打ち合わせ会議 (給食運営会議)	保健 福祉課 ・ 管理課 給食 センター	給食運営管理及び給食内容等の検討と意見交換で連絡を強化し保育所入所児童の食育の推進等健康管理を含め栄養面やアレルギー等に配慮した指導を進めます。 基本的姿勢の食品衛生の厳守と地産食料活用献立の充実を図っていきます。 また、学校給食では地場産物を取り入れた「安全・安心・おいしい」栄養バランスを考慮した給食の提供に務めるとともに、衛生管理に配慮した施設管理を行います。	(継続)
42	乳幼児栄養指導	保健 福祉課	授乳婦に対する栄養指導(葉酸の重要性等)の充実を図ります。 また、乳幼児栄養指導では基本離乳食と生活リズムの重要性について指導していきます。 ・乳幼児の栄養相談・指導は月1回のあかちゃん相談 ・子育て支援センター「すくすくひろば」では、月1回の相談と年2回の離乳食・幼児食の試食体験と講話や相談について妊婦・乳幼児を持つ親を対象に実施しています。	(継続)
43	保育所栄養士による栄養改善事業・親と子の食育教室	保健 福祉課	食育だよりの発行と食育体験事業を実施し、食べる楽しさや食事のマナーなど、望ましい食生活・食習慣の定着に努めます。 親と子の食育教室(地産地消献立)の推進を図り保護者に対して食習慣の啓発活動を行います。	(継続)
44	栄養教諭による食指導の実施	管理課 給食 センター	小中学校において子どもたちに正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、健康管理ができることなどを目指して、栄養教諭による食に関する指導を行います。	(継続)

### ③思春期保健対策の充実

#### 【施策の方向】

思春期は子どもにとって自立に向けての大切な、感受性豊かな時期ですが、そのため不安定になりやすい時期でもあります。また、10代の人工妊娠中絶、若年出産や性感染症罹患率が増える傾向にあり、喫煙や飲酒の問題も顕在化しています。

このため、成人期に向けた疾病予防、安全で安心な妊娠・出産のための体づくりなどのプレコンセプションケア\*の視点を持った保健指導が必要です。思春期の子どもの心と体の両面の健康を支援できるように、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて各教科、道徳、特別活動を通じて性教育、喫煙防止教育を実施していますが、今後も医療機関、保健機関等と連携を深めながら、次代の親となる中高生に対して、思春期の心と体の健康づくりを支援していきます。

\*性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
45	思春期事業の充実	保健福祉課	思春期の子ども達の心と身体の両面の健康を支援できるよう、学校や関係機関と協力し、子ども達の健康問題(性教育、喫煙、飲酒、薬物乱用)に対する健康教育を実施します。	(継続)
46	薬物乱用防止教室	管理課	小中学生を対象とした「薬物乱用防止教室」を警察、薬剤師等との連携の中で実施し、薬物が心身の健康に与える深刻な影響やその行為の違法性及び社会的影響について指導し、正しい知識を身に付けさせるとともに、規範意識の向上を図ります。また、喫煙に関する内容も折込み、自己の心身の健康や望ましい成長について考える機会とします。	(継続)

#### ④小児医療の充実

##### 【施策の方向】

子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応を迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。

そのため、小児医療については、医療機関、保健機関と連携し保健指導等により安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境づくりを進めます。

また、予防接種により子どもたちの疾病の発生及び蔓延を予防するとともに、いつでも相談できる窓口、育児相談の充実を図る等、安心して生み、育てることができる環境の整備を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
47	予防対策事業	保健福祉課	各種予防接種について、一層の接種率の向上を目指すとともに、疾病の発症及び蔓延の防止に努めます。	(継続)
48	子どもに係る医療費の助成	町民課	保護者の経済的負担を軽減し、医療を容易に受けられるようにすることで、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、「厚岸町子ども医療費の助成に関する条例」に基づく子どもを対象とした医療費の助成を行います。	(継続) 18歳になった日以後の最初の年度末まで医療費負担の無料を実施しています。

### (3) 子どもの教育環境の整備

#### 【施策展開の基本方針】

次世代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実等の取組を推進するとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を継続していきます。

#### ①次代の親の育成

##### 【施策の方向】

少子化により、兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあい経験がないまま親となる人が増加しています。このため、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意識、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していくことが必要です。

学校教育における総合的な学習や体験学習等を通して、保育所や幼稚園・児童館に通所する乳幼児・児童とふれあう機会を広げるとともに、異なる年齢の子や世代間の交流・親と子の交流事業の拡大に努めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
49	新入学児童保護者説明会「子育て講話」	生涯学習課	親子の絆を深め、豊かな家族関係を実現するために教育機関と連携し、親としての役割を考え、心が通じ合う親子のあり方について理解を深めます。	(継続)
50	後継者対策	農業委員会	管内規模・道内規模で行われる農業後継青年と女性との出会いの場となるイベントの情報提供をはじめ、対象者が積極的に参加できるよう支援します。	(継続)
26 (再掲)	保育所地域活動事業 (再掲)	保健福祉課	保育所における地域活動として、七夕や芋掘り、クリスマス会等に地域のお年寄りを招いたりして、保育所と地域の人々との世代間交流を促進します。	(継続) 年2回の開催を継続します。
45 (再掲)	思春期事業の充実 (再掲)	保健福祉課	思春期の子ども達の心と身体両面の健康を支援できるよう、学校や関係機関と協力し、子ども達の健康問題(性教育、喫煙、飲酒、薬物乱用)に対する健康教育を実施します。	(継続)

## ②学校の教育環境等の整備

### 【施策の方向】

少子化は、子どもが社会性や自主性を身に付ける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といったマイナス側面をもたらす反面、一人ひとりの子どもの充実した教育機会の増加をもたらしています。

しかし、経済環境や雇用状況の変化により終身雇用制の崩壊、2000年代以降、ニートの増加等が社会全体に大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望をもてなくなる等、学習意欲の低下が指摘されています。

また、校内暴力やいじめ、不登校、非行といった子どもの心の問題も深刻化しています。このような状況の中で、次代の担い手である子どもが、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくための様々な取組を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
51	チームティーチング*、 少人数指導の実施	管理課	小学校においてはチームティーチング、中学校では教科によりチームティーチングと少人数指導をそれぞれ行い、児童生徒の学習状況に合わせ、個々に応じた多様できめ細やかな指導により教育活動の充実に努めます。	(継続)
52	総合的な学習の時間の 支援	生涯 学習課	中学生の職場体験のため、支援する企業等の一覧である「職場体験支援リスト」を作成し、中学生が自分の将来をイメージし、積極的に課題解決を図れるよう取り組むことによって、教室・授業では学べない「生きた体験学習」の場を提供します。	(継続)
53	移動図書館バスの運行	生涯 学習課 (情報 館)	情報館本館や分館から遠距離にある地域や、へぎ地の小中学校、保育所、集会所等を主な駐車場として、移動図書館バスを運行し、絵本や図書、紙芝居等2,000点を積載し貸出等の図書館業務を行います。	(継続)
54	スクールカウンセラー の配置	管理課	スクールカウンセラーを中学校に配置し、いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教師と連携を行い、保護者も含めた相談体制の充実を図ります。	(継続)
55	友好都市子ども交流事 業	生涯 学習課	友好都市である山形県村山市と厚岸町の子どもたちが、お互いの地域の風土や文化に触れ、野外活動交流を通して子どもたちの感性豊かな人格形成に寄与していきます。	(継続)
56	姉妹都市中学生等国際 交流事業	生涯 学習課	厚岸町の中高生が姉妹都市であるオーストラリア・タスマニア州クラレンス市を訪問し、ホームステイや学校体験を通して現地住民と交流を深め、国際性及び郷土愛を持った人格形成に寄与していきます。	(継続) 隔年で実施しています。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
57	学校版厚岸町EMS	環境 林務課	各校がそれぞれの宣言書に基づき、児童会、生徒会を中心にして節水・節電・環境美化運動(清掃活動、リングブル回収等)等の取組を行います。 環境保全活動に取り組む学校を「環境保全活動実践校」として町が認定し、児童生徒の環境問題意識の高揚を図り、健全な子育て育成への支援を進めます。	(継続) 現在、町内すべての小中学校を認定しています。
58	スポーツ少年団認定員養成講習会のPR・推奨	生涯 学習課	釧路管内スポーツ少年団連絡協議会主催の講習会の案内を、関係団体(スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団等)に周知するとともに、資格取得の勧奨を行い、広い分野で認定員充実の支援に努めます。	(継続) 町内の少年団に対し講習会の周知・勧奨を継続します。
59	学校の施設環境整備	管理課	子どもたちがより豊かな時間を過ごせるよう、施設環境の整備・向上を図っていきます。	(継続)
60	幼児教育支援事業 (運営支援)	保健 福祉課	幼稚園に対し子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給を行い、幼児教育の充実に努めます。	(継続)

\*チームティーチング：複数の教師が協力し合って指導に当たること

### ③家庭や地域の教育力の向上

#### 【施策の方向】

核家族化や地域的つながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。

次代を担う子どもたちが、生き生きと健やかに成長できるようにするためには、家庭を基盤に学校や地域が連携して子どもの育成環境を総合的に整えることが必要です。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健診や子育ての相談の充実を図り、家庭における養育機能の向上に努めていきます。

また、社会福祉協議会の活動や生涯学習課等との連携のもと、地域の福祉教育の充実に努める等、地域・家庭・学校が一体となって、それぞれの教育機能を生かした学習のため、学校と地域相互の教育力の向上を図り、心豊かな、生き生きとしたコミュニティづくりに努めます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努める等、子育ての基本は家庭にあることを認識し、親自身が子どもを教育する力を身に付けることを支援し、その家庭を支える地域の力を育てる支援をします。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
61	ブックスタート事業	生涯学習課 情報館	親子の絆が一層深まることを願い、情報館職員や保健師、ボランティアが協働で「赤ちゃんが絵本を開く時間の喜びや大切さ」等のメッセージを直接伝えます。 また、絵本を通して赤ちゃんと保護者の楽しい時間づくりを進めます。	(継続)
62	生涯学習講演会	生涯学習課	生涯学習講演会では、多様化、高度化した教育的・文化的な市民の学習要求に対応した学習機会の場の提供として、全市民を対象とした講演会を取り入れていきます。	(継続)
63	ふれあい会食会	社会福祉協議会	日中一人で過ごしている高齢者（夫婦世帯含む。）を対象に実施しているふれあい会食会は、ボランティアの協力を得ながら参加者が食事作りに参加したり、レクリエーションや会食を通じて交流の場を提供し、閉じこもりの防止や社会参加・生活意欲の向上を目指して行います。 若い世代や子どもの自由な参加を促し、地域のつながりを呼び戻す展開を進めます。	(継続)
53 (再掲)	移動図書館バスの運行 (再掲)	生涯学習課 情報館	情報館本館や分館から遠距離にある地域や、へき地の小中学校、保育所、集会所等を主な駐車場として、移動図書館バスを運行し、絵本や図書、紙芝居等2,000点を積載し貸出等の図書館業務を行います。	(継続)
10 (再掲)	子育て支援センター事業 (再掲)	保健福祉課	家庭内で保育している親子を対象として、多機能共生型地域交流センター「コアぽんときらく」とあみかにおいて、育児不安等についての相談指導、移動ルーム、移動サロン等を行います。令和4年度からは月に一度、土曜日も開放しています。	(継続) 事業内容の充実を図り、今後も気軽に利用できる施設として、利用者の拡大に努めます。
11 (再掲)	子育て情報の提供 (再掲)	保健福祉課 ・ 生涯学習課	子育てにかかわる事業等をはじめ、市民が参加可能な様々な事業情報を提供する生涯学習情報誌「LLTIMES」を配布するとともに、町のホームページでの情報提供を進めます。令和元年度からは、あつけし子育て応援アプリを導入し、子どもの年齢に合わせた情報の配信を開始しています。	(継続) 今後も関係部署との連携を密にして情報収集し、情報提供に努めます。 令和元年度からは、子育て世代包括支援センター事業開始しています。
64	食文化のまちづくり事業	観光商工課	ホームクッキングリーダー養成講座を毎年開催することで、料理面から家庭への支援、地域の子育てと児童生徒の健全な育成に取り組む食文化のまちづくりを推進します。	(継続)
65	読み聞かせボランティア	生涯学習課 情報館	乳幼児から児童生徒までを対象とし、絵本に親しむことの楽しさを伝え、絵本の普及を行うための読み聞かせを行います。	(継続)

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
66	水泳教室	生涯学習課	幼児と小中学生を対象に、学年別の水泳教室や、ジュニアスイミングクラブ（小中学生対象）を開催し、水泳力を育て、水泳の楽しさと喜びの助長を促します。	（検討） 水泳力のある子どもの地域クラブ活動への移行。
67	親子スケート教室	生涯学習課	小学校2年生以下の児童や幼児と親を対象に、スケートで立つ・歩く・転ぶ等で、親子のふれあいを大切にし、冬のスポーツの楽しさと喜びの助長を促します。	（継続） 児童・幼児の初心者を対象にスケートの楽しさを知ってもらう機会として今後も継続します。
68	幼年・少年消防クラブ活動	厚岸消防署	幼年期の頃から正しい火災予防の知識と技術を身に付け、将来、火災予防を習慣として実行する社会人となってもらうために、火災予防に対する努力と工夫を学び活動していきます。	（継続）
69	少年団活動	生涯学習課	様々な文化やスポーツに親しむとともに、その活動を通して児童の健全育成を図るため、少年団を組織し、地域に根ざした活動を行います。	（継続）
58 (再掲)	スポーツ少年団認定員養成講習会のPR・推奨（再掲）	生涯学習課	釧路管内スポーツ少年団連絡協議会主催の講習会の案内を、関係団体（スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団等）に周知するとともに、資格取得の勧奨を行い、広い分野で認定員充実の支援に努めます。	（継続） 町内の少年団に対し講習会の周知・勧奨を継続します。

#### ④有害環境対策の推進

##### 【施策の方向】

多感で影響を受けやすい時期に、青少年に悪影響を及ぼすと思われる環境がなくなるように、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に働きかけを行います。

また、インターネットや携帯電話、スマートフォンが普及し、町内の小学生でも、携帯電話やスマートフォンを所持している子どもが一般化してきています。ネットいじめ等も社会問題となってきたため、情報メディアの危険性とともな適正な利用方法についても、親子ともに学習する機会を提供し、子どもを取り巻く環境を整えていきます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
70	環境浄化活動	生涯学習課 青少年育成センター	青少年育成センターでは青色回転灯装備車による巡回パトロールの際に金物店、文具店、酒・たばこ取扱店等付近を走行するとともに、青少年に悪影響を及ぼすと思われる環境がなくなるよう関係業界に働きかけを行います。	（継続）

事業 番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
71	携帯電話・インターネット教室	管理課	<p>小中学校の児童生徒及び保護者、教員等を対象とした「携帯電話・インターネット教室」を関係機関との連携により開催し、携帯電話やインターネットを通して起きるメールや書き込み等による誹謗中傷、ネット上でのいじめ及びネットトラブル等の未然防止を図ります。併せて、携帯電話やパソコン等の適切な使用方法やトラブルに巻き込まれたときの対応方法、ネット上での誹謗中傷の違法性などについて学習する機会とします。</p>	<p>(継続) 情報機器やアプリが急速に普及しているため、状況に対応した指導を行います。</p>

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

【施策展開の基本方針】

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすい環境づくり等、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

##### ①良質な住宅の確保

【施策の方向】

子どもを健やかに生み育てるためには、伸び伸びと活動できる生活空間が必要です。そのためには、子育てを担う若い世代に対し、安全でゆとりのある住環境と子育てに優しい快適な生活環境の整備が望まれます。子育てを担う若い世代が求める、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
72	町営住宅の公募	建設課	町営住宅の募集は、厚岸町営住宅管理条例第9条第4項に基づき、「20歳未満の子を扶養している寡婦（母子世帯）」は優先入居者として対応します。また、部屋数の多い町営住宅への入居については、世帯員の状況等を勘案し配慮します。	(継続)

##### ②良好な居住環境の確保

【施策の方向】

室内空気環境の安全性を確保する観点からシックハウス対策を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
73	シックハウス対策の推進	建設課	室内環境の悪化は、居住する者の健康に悪影響を及ぼすものです。新築や増築を行う建物については、建築基準法に基づいて指導を行うとともに、学校等では、室内空気環境の検査を継続していきます。	(継続)

##### ③安全な道路交通環境の整備

【施策の方向】

子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
74	生活道路の整備	建設課	道路の性格や機能、現状を踏まえ、町道の改良舗装や排水の整備など安全な道路交通環境の整備を図ります。	(継続)

#### ④安心して外出できる環境の整備

##### 【施策の方向】

厚岸町の優れた特性である豊かな自然環境を保全し、子どもの育ちに優しい地域環境と日々の暮らしの中で、子どもたちやその子育て家庭が安心して出かけ、安全に過ごせる生活環境づくりを進めます。

妊産婦、乳幼児連れの親等、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共的建築物等において段差の解消などのバリアフリー化を推進します。

また、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
75	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	建設課	公共建築物については、ユニバーサルデザインを取り入れ、子育てに優しい施設整備を図ります。	(継続)
76	公園の環境整備	建設課	憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園や遊び場を地域の人たちと共に創る「協働による公園づくり」を行います。	(継続)

#### ⑤安全・安心まちづくりの推進

##### 【施策の方向】

子ども、子ども連れの親などを犯罪等から未然に防ぐため、道路、公園等の公共施設等について、犯罪等の防止に配慮した環境づくりに努めます。

また、子育て中の家族が子どもと安心して移動するためには、安全で歩きやすく交通事故の心配のない道路交通環境を確保していきます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
77	社会を明るくする運動	生涯学習課 青少年育成センター	犯罪や非行の防止などの理解を深めるため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を啓発するセミナーや街頭啓発、標語の募集等を実施します。	(継続)
74 (再掲)	生活道路の整備 (再掲)	建設課	道路の性格や機能、現状を踏まえ、町道の改良舗装や排水の整備など安全な道路交通環境の整備を図ります。	(継続)

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 【施策展開の基本方針】

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。国・道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### 【施策の方向】

女性が、子育てと仕事を両立させていくために必要なこととして、配偶者の家事・育児への参加が挙げられています。

アンケート調査からは、「育児分担は、男女が互いに協力し分担する方がよい」という意見が7割以上を占めているものの、職業以外における家事、育児等は、主として女性が担っている状況がみられます。

男女ともに子育てに参画できる環境づくりのためには、男女一人ひとりが、職場、家庭、地域社会等で責任を果たしながら多様な活動に従事し、自らの能力を十分に発揮し、豊かさを実感できる社会を実現するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
78	男女共同参画の支援	生涯学習課	男女共同参画に向けた意識づくり及び女性団体への支援を行います。	(継続)

### ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

#### 【施策の方向】

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実に努めます。

また、関係機関や企業等との連携、協力のもとに結婚・出産後も仕事を続けることができるよう取組を進めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
79	ファミリー・サポート・センター事業	社会福祉協議会	仕事と家庭の両立に十分配慮し、一時保育等の利用により多様で柔軟な働き方ができるよう、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる相互援助活動で、社会福祉協議会の事業として実施しています。安心して子育てができるように、依頼会員と援助会員がお互い助け合いながら活動するファミリー・サポート・センター事業のさらなる利用拡大を推進します。	(継続) 提供会員が少ないため、提供会員の確保が課題となっています。

## (6) 子ども等の安全の確保

### 【施策展開の基本方針】

大人の目が届かない場所の通園や通学、高齢者運転の子どもを巻き込んだ事故など、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

### ①交通安全教育の推進

#### 【施策の方向】

交通マナーや交通ルールの違反などが多くみられる状況において、自転車の安全な利用等の様々な安全対策を望む意見があります。

子ども等を交通事故から守るため、警察、学校、自治会等の関係団体と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通マナーの習得等、交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、さらにはSS（スピードダウン・シートベルト着用）運動の展開、70歳以上の高齢者ドライバーへの免許自主返納等、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
80	交通安全教室	町民課	厚岸警察署・教育委員会・各学校・厚岸町交通安全推進委員会・関係機関との連携を高め、小学生への交通安全教室により交通安全教育の実施継続と自転車の安全利用の推進に努めます。	(継続)
81	チャイルドシートの貸し出し事業	町民課	チャイルドシートやベビーシートを里帰り者等に無料貸し出しを行います。広報活動等により周知を図るとともに、より充実した在庫の確保を図ります。	(継続)
82	自転車交通安全推進助成	町民課	自転車乗車時にヘルメットの着用や自転車保険の加入を促進し、自転車事故の被害軽減を図るため、自転車交通安全運転講習会や交通安全教室を受講した人に対し自転車用ヘルメット購入費及び自転車保険加入費の一部を助成します。	(新規) 令和4年度より事業実施。

### ②犯罪等の被害防止活動

#### 【施策の方向】

子どもが巻き込まれる事件や事故が多発していることもあり、アンケート調査からは、近所や地域に対して「子どもが危険な目に遭いそうなときには手助けや保護をしてほしい」が上位に挙げられています。

このため、子どもを交通事故や犯罪の被害から守り、子どもや子育て家庭を含め、地域のすべての人々が安心して暮らすことができるまちづくりのためには、警察をはじめとする関係機関と一体となって地域ぐるみで協力し、町全体で防犯・安全体制を強化していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
83	町防犯協会への支援	町民課 ・ 生涯 学習課	「社会を明るくする運動」「全道一斉特別歳末パトロール並びに飲酒運転防止料飲店訪問」の実施、「交通・防犯パークゴルフ大会」「厚岸地区防犯ふれあいコンサート」への助成、交通安全家庭新聞(防犯事項あり)の配付等の防犯活動を実施します。	(継続)
84	防犯灯・街路灯の管理	建設課	防犯灯及び街路灯の維持管理については、修理等には速やかに対応し夜間における町民の防犯と交通安全に努めます。	(継続)
85	子ども110番の家	厚岸 警察署	危険を感じた子どもがかけ込むことができる「子ども110番の家」(コンビニエンスストア、新聞販売店、郵便局、理髪店)との連携を強めるとともに、地域ぐるみで子どもを守る取組を促進します。	(継続)
70 (再掲)	環境浄化活動 (再掲)	生涯 学習課 青少年 育成セ ンター	青少年育成センターでは青色回転灯装備車による巡回パトロールの際に金物店、文具店、酒・たばこ取扱店等付近を走行するとともに、青少年に悪影響を及ぼすと思われる環境がなくなるよう関係業界に働きかけを行います。	(継続)

## (7) 支援を必要とする児童への取組の推進

### 【施策展開の基本方針】

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

### ①児童虐待防止対策の充実

#### 【施策の方向】

核家族化や近所付き合いの希薄化などにより子育て家庭の孤立が進み、また、親の育児不安や負担感が増して、子どもへの虐待や育児放棄が大きな問題となっています。

児童虐待や育児放棄などの対応は、発生予防、早期発見、早期対応と被害を受けた子どもの適切な保護を行うことが重要です。また、様々な要因により発生するため、一つの機関だけで対応することは困難な場合が多くあります。保護者や子どもに身近に接する地域でネットワーク組織を構築し、普段から関係機関の緊密な情報交換やお互いの機能を理解し合うことが、虐待などの早期発見・早期対応に有効なものになると思われます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
86	要保護児童対策協議会の運営	保健福祉課	関係機関及び民間団体と連携を密にすることにより、要保護児童（保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の早期発見及び迅速かつ適切な保護を行い、虐待等の効果的な解決を図るため、厚岸町要保護児童対策協議会と関係機関との連携が図られるよう、一層の機能強化に努めます。	(継続)
87	要保護児童相談体制の整備	保健福祉課	児童虐待等、要保護児童の早期発見、適切な対応を図るため、厚岸町の通報先を保健福祉課子育て施策推進係であることを周知し、相談体制の整備に努めます。	(継続)
88	児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業	保健福祉課	4か月児の養育者にあかちゃん相談会の中で、虐待予防スクリーニング（子育てアンケートの聞き取り・2次設問・支援カンファレンス）を行い、子育て支援の必要な家庭の早期支援に結び付けるために事業を推進します。	(継続)
15 (再掲)	民生委員・児童委員活動 (再掲)	保健福祉課	民生委員児童委員と連携し、児童生徒の見守りに関する取り組みを継続するとともに健全育成や保護を必要とする児童の把握に努めます。また、各種研修や意見交換を通じて福祉活動の推進を図ります。	(継続)

## ②ひとり親等の自立支援の推進

### 【施策の方向】

経済環境の変化に伴って、ひとり親家庭の母親は、就業面で不利な状況に置かれており、平均年収は一般世帯に比べ低い水準にある等、その生活は極めて厳しいものとなっています。

一方、ひとり親家庭の父親は、家事などの日常生活への支援が必要とされています。そのため、ひとり親家庭に対しては、子育て支援に関する諸制度を活用しながら、就業支援や日常生活支援、経済支援等の支援も行う必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
89	ひとり親家庭等に係る医療費の助成	町民課	「厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に基づき母、または父及び子を対象とした医療費の助成を行います。	(継続) 平成30年8月から、18歳になった日以後の最初の年度末まで無料。
15 (再掲)	民生委員・児童委員活動 (再掲)	保健 福祉課	民生委員児童委員と連携し、児童生徒の見守りに関する取り組みを継続するとともに健全育成や保護を必要とする児童の把握に努めます。 また、各種研修や意見交換を通じて福祉活動の推進を図ります。	(継続)

## ③障がい児施策の充実

### 【施策の方向】

障がいがある子ども（医療的ケア児も含む）に対する支援としては、身近な地域で、安心して生活できるようにすることが求められています。乳幼児期から学校卒業後まで、さらに、その先も含めて、障がい児の自立や社会参加に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、支援体制の充実を目指します。

また、障害者自立支援法の施行や法律の改正により、障がい者・障がい児に対する施策も年々変わっています。今後も、法律の改正に対応しつつ、子どもや家庭の状況に応じて適切なサービスが受けられるよう、対応していきます。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒及び普通学級に在籍する軽度の発達障がいである学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群等、特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導の充実を図る「特別支援教育」にも積極的に取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	行動計画事業内容	移行・継続・中止等
90	児童発達支援センター事業	保健福祉課	北海道社会福祉事業団の運営する児童発達支援センター(児童発達支援・放課後等デイサービス)で、在宅の心身に障がいのある児童に対し、早期療育や集団生活への適応訓練を行います。 障がい児の発達を支援するため、発達の遅れや障がいの早期発見・療育に努めるとともに、保育所と学校や専門指導機関等と連携し、総合的に継続的な支援の充実に努めます。	(継続)
91	児童居宅介護支援事業	保健福祉課	障がい児本人及び家族等の介護状況を勘案し障がい児の世帯にホームヘルパーを派遣し、身体・外出時の移動支援による日常生活の支援を行います。	(継続)
92	障がい児(者)に係る交通費の助成	保健福祉課	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っている方に町内の交通機関で使用できる福祉交通回数券を交付し、重度の障がい者の、社会参加の支援をします。	(継続)
93	障がい児(者)に係る医療費の助成	町民課	「厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に基づき、障がいのある子どもを対象とした医療費の助成を行います。 (身体障害者手帳1級及び2級と、3級の一部、並びに重度の知的障がい児(者)、重度の精神障がい者)	(継続)
94	特別支援教育推進事業	管理課・指導室	特別支援学級における学習指導において、配置教員のほかに指導員を配置し、発達障がいのある児童生徒への指導の充実に努めます。 学校の状況を把握し、適切な支援員の配置に努めていきます。	(継続)

## 7 一般事業主行動計画特例認定制度

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主（国及び地方公共団体以外）には努力義務、101人を超える事業主には、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定・届出することを義務づけています。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち一定の要件を満たすと、「くるみん認定」（厚生労働大臣の認定）を受けることができ、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、次世代認定マーク「くるみん」を自社商品や広告などに使用することができます。

認定基準を見直し、中小企業事業主が「くるみん認定」を取得しやすくなり、「プラチナくるみん（特例）認定」があります。町でも、広報等での周知をより一層図っていきます。



くるみん認定の基準には

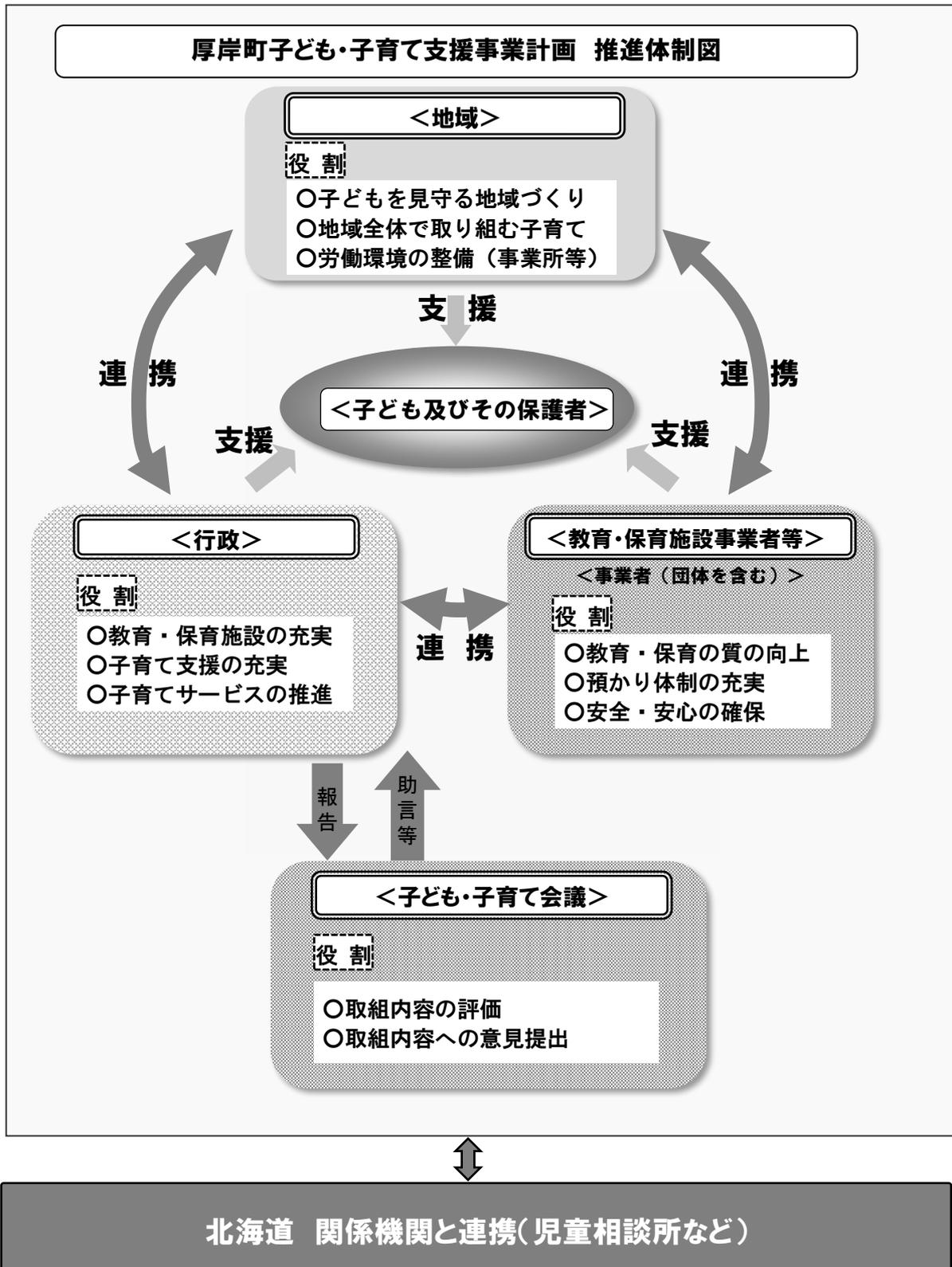
- ・策定した行動計画を実施し、目標を達成すること。
- ・育児休業を取得した男性労働者がいる。
- ・女性労働者の育児休業取得率が70%以上などがあるよ！



# 第9章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

厚岸町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



---

## 2 役割

---

子ども・子育て支援事業計画を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを踏まえて、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を持つことが大切です。

また、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要となっています。

### (1) 町の役割

- 子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施します。
- 住民、事業者及び教育・保育施設等が自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行います。
- 施策の策定及び実施に当たって、町民、国、道その他の関係機関と相互に連携し、協働して取り組みます。

### (2) 保護者の役割

- 子どもの行動及び人格形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って、子どもに接するとともに、家族のきずな及びふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めます。
- 子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めます。
- 地域社会の一員として、子どもとともに、伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に取り組み、地域との関わりを大切にしよう努めます。

### (3) 学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場が学校であるということを認識し、小学校は、幼稚園・保育所との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していくことに努めます。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援していきます。

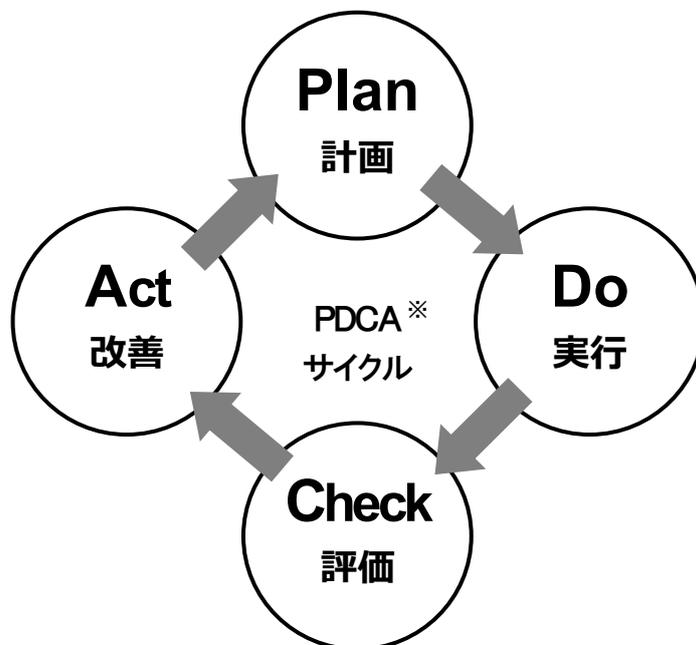
### (4) 地域の役割

- 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するように努めます。
- 暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めます。

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

また、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議を活用し、点検・評価・公表を行います。

○ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返し行って事業を推進していく考え方です。

# 資料編

資料1 「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」策定経過

資料2 計画策定関係機関委員名簿  
・厚岸町子ども・子育て会議委員

資料3 計画策定関係機関例規  
・厚岸町子ども・子育て会議条例

資料4 用語解説

## 資料1 「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」策定経過

年 月 日	概 要
令和5年11月9日	令和5年度第1回厚岸町子ども・子育て会議 ・第3期 厚岸町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（アンケート調査）について
令和6年2月5日	アンケート発送
令和6年2月27日	アンケート締切
令和6年8月27日	令和6年度第1回厚岸町子ども・子育て会議 ・第3期 厚岸町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（アンケート調査）の調査結果について
令和6年11月28日	令和6年度第2回厚岸町子ども・子育て会議 ・厚岸町子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて ・第3期 厚岸町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年1月30日	令和6年度第3回厚岸町子ども・子育て会議 ・第3期 厚岸町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年2月20日～ 令和7年3月12日	意見募集（パブリックコメント）実施
令和7年3月27日	厚岸町政策会議

## 資料2 計画策定関係委員名簿

### ・厚岸町子ども・子育て会議委員

敬称略・順不同

行政機関・団体等	職 名	氏 名	備 考
(1) 保護者	あっけし保育所保護者と保育士の会 会長	山 口 達 也	
	しんりゅう保育所保護者と保育士の会 会長	濱 拓 哉	
	認定こども園 厚岸さくら幼稚園PTA	—	
	厚岸カトリック幼稚園父母の会 会長	靱 山 智 哉	
	友遊児童館児童クラブ保護者の会 会長	佐 藤 拓 弥	
	子夢希児童館児童クラブ父母の会 会長	重文字 亜衣理	
	厚岸町PTA連合会 会長	河 越 直 樹	
(2) 事業主等	認定こども園 厚岸さくら幼稚園 園長	小 寺 勉	
	厚岸カトリック幼稚園 園長	佐 藤 リ ナ	
	厚岸町商工会 事務局長	岩 崎 純 史	会 長
(3) 労働者代表	連合北海道厚岸地区連合 会長	榊 田 清 実	
(4) 子ども・子育て支援に関する事業者	あっけし子育てサポートセンター ファミリーサポート 提供会員	車 塚 香保里	
(5) 識見を有する者	厚岸町校長会	福 田 英 明	
	中村小児歯科クリニック 院長	中 村 俊 雄	
(6) その他	厚岸町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	池 田 多佳子	副会長

---

## 資料3 計画策定関係機関例規

---

### ・厚岸町子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第32号

最終改正 令和5年3月23日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、厚岸町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(子ども・子育て会議招集の特例)

第6条の2 会長は、緊急の必要があり子ども・子育て会議の会議を招集する暇がない場合

その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、子ども・子育て会議の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 資料4 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、もしくは地方公共団体、または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）

	用語	意味
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>

	用語	意味
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二重量の見込み」を推計すること。
20	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
21	家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
23	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子どもをいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。
24	幼稚園	3歳～小学校就学前までの幼児を対象とした教育機関で、学校の一つ。
25	保育所	0歳（産後57日目）～小学校就学前までの乳幼児を主に対象とした保育を行なう施設。 ※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持つ。
26	放課後子供教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。

第3期  
厚岸町子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月：令和7年3月

発行：厚岸町

編集：保健福祉課子育て施策推進係

住所：厚岸町住の江1丁目2番地

電話：0153-53-3333

FAX：0153-53-3077